

第1章 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

岐南町(以下、「本町」という。)は、平成24年2月に見直しを行った岐南町一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理編)[平成24年度～28年度](以下、「前計画」という。)により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を計画し、ごみの減量化を図ってきました。

この度、本町の可燃ごみを焼却している岐阜羽島衛生施設組合※(以下、「組合」という。)のごみ処理施設が稼働停止を余儀なくされることに伴い、処理を民間業者委託することに変更するため、計画の見直しを行うとともに、生活排水処理に関する事項を追加し、新たな岐南町一般廃棄物処理基本計画[平成28年度～37年度](以下、「本計画」という。)を策定します。

1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると、図1-1に示すとおりであり、本計画は、本町総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

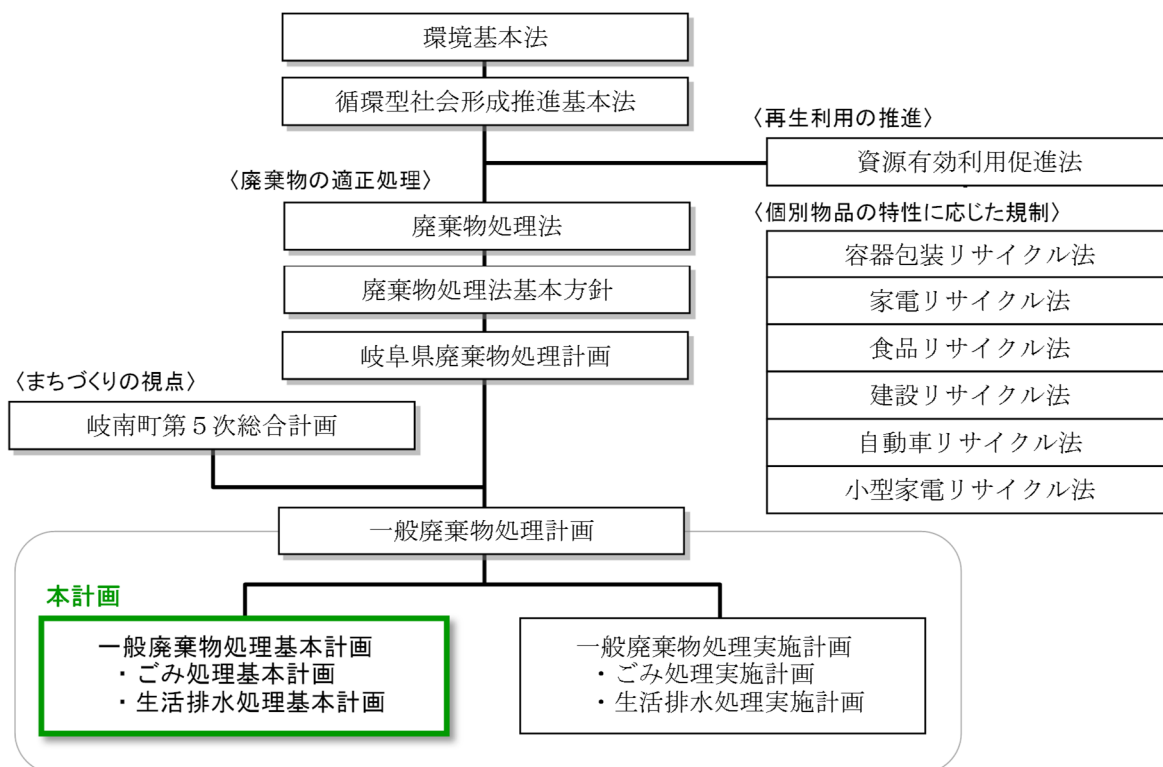


図1-1 計画の位置づけ

※ 岐南町、岐阜市、羽島市、笠松町の2市2町が廃棄物の処理並びに施設の建設及び維持管理等を共同で行うために組織した一部事務組合。

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を、本計画の範囲とします。

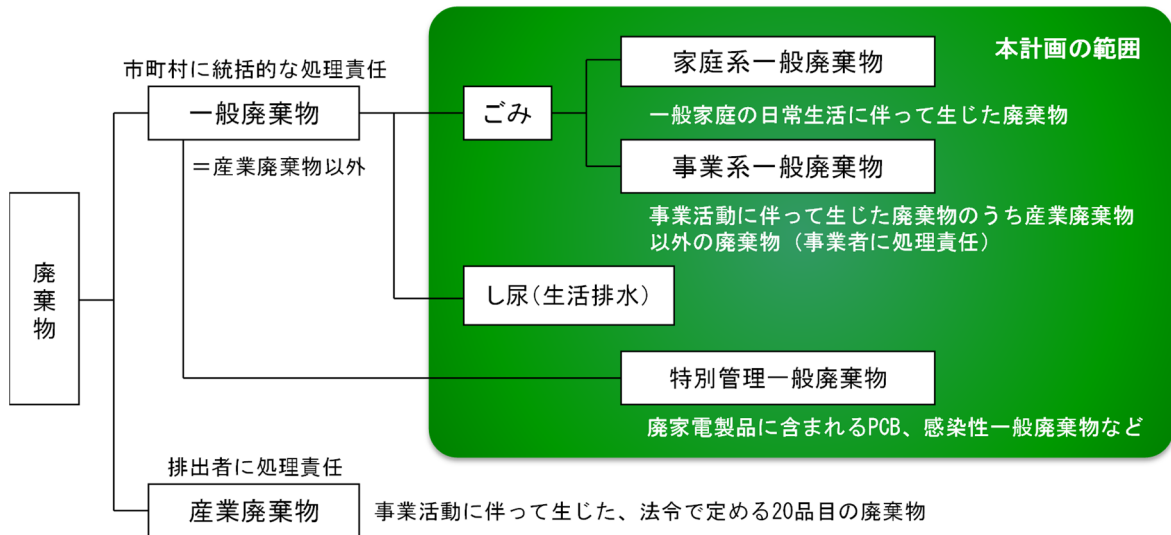


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度の 10 年間とします。

なお、計画は 5 年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
内容・計画期間	H19.3策定																			
	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画					前計画					本計画(10年間)									
						一般廃棄物(ごみ)処理基本計画					一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画									
											岐南町第5次総合計画									
国											廃棄物処理法に基づく基本方針									
県											第2次岐阜県廃棄物処理計画									

図 1-3 計画の期間

第2章 計画策定の背景

1. 社会の動き

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を持ち、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

我が国では、これまで、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力、国民の意識の向上等により、資源化率の向上、最終処分量の大幅削減が実現しています。

今後、循環型社会の形成を更に推進していくためには、循環を「量」の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおく「リサイクル（資源化）」の推進だけでなく、循環を「質」の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという、「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」の2Rを優先的に進める新たなステージへの移行が求められています。

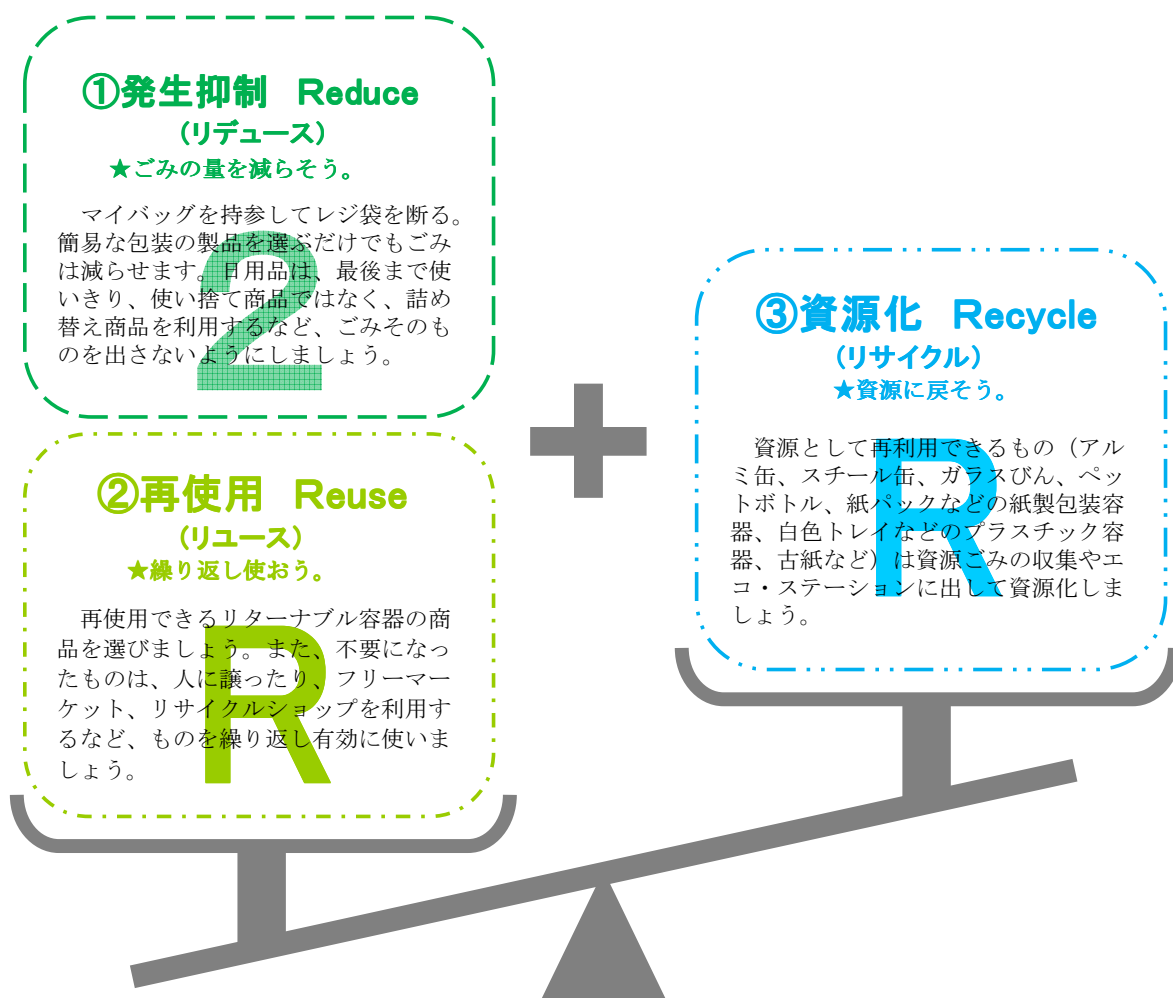


図 2-1 2R（発生抑制・再使用）の推進

2. 岐南町の動き

(1) 廃棄物処理の歴史

① 清掃事業の経緯

本町の清掃事業の経緯を、表 2-1 に示します。

表 2-1 清掃事業等の経緯年表

年度	事業の経緯
昭和 31	10 月 1 日、八剣村と上羽栗村が合併し、岐南町制施行
36	岐阜市、羽島郡 4 町で、岐阜市羽島郡衛生施設組合設立
38	組合のし尿処理施設竣工、し尿の広域処理を開始
40	組合のごみ処理施設竣工、ごみの広域処理を開始
49	岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例交付
53	下水道事業認可
59	岐南町ごみ減量化に関する助成金制度（コンポスト助成金）開始
平成 4	資源回収奨励金制度開始
5	生活排水対策推進地域に指定
	岐南町を清潔で美しいまちにする条例交付
6	生活排水対策推進計画策定
7	4 月：びん、缶の分別回収開始
	可燃ごみ指定袋制度開始
8	岐南町環境美化監視員発足
9	4 月：ペットボトルの分別回収開始
10	電動生ごみ処理機購入助成金制度開始
13	10 月：プラスチック製容器包装の分別回収開始
14	7 月：紙製容器包装類の分別回収開始
	剪定ごみ粉碎機購入助成金制度開始
	羽島市加入により組合名称を、岐阜羽島衛生施設組合に改称
18	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定
20	エコ・ステーション開設
	レジ袋有料化開始
22	4 月：緑ごみの分別回収開始
	ダンボールコンポスト購入助成金制度開始
	資源回収奨励金制度廃止
23	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直し
	災害廃棄物処理計画策定
24	廃棄物減量等推進協議会発足
	生活排水対策推進計画改訂
27	9 月：モデル地区で雑がみの分別回収開始
	3 月：組合のごみ処理施設停止
	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画策定

② ごみ排出量の推移

過去 14 年間における本町のごみ排出量は、平成 15 年度にピークを迎え、平成 19 年度以降は減少傾向にありましたが、平成 23 年度以降は微増しています。

ピーク時の平成 15 年度と比較すると、平成 26 年度のごみ排出量は約 20%減少し 9,000 トンを下回っています。

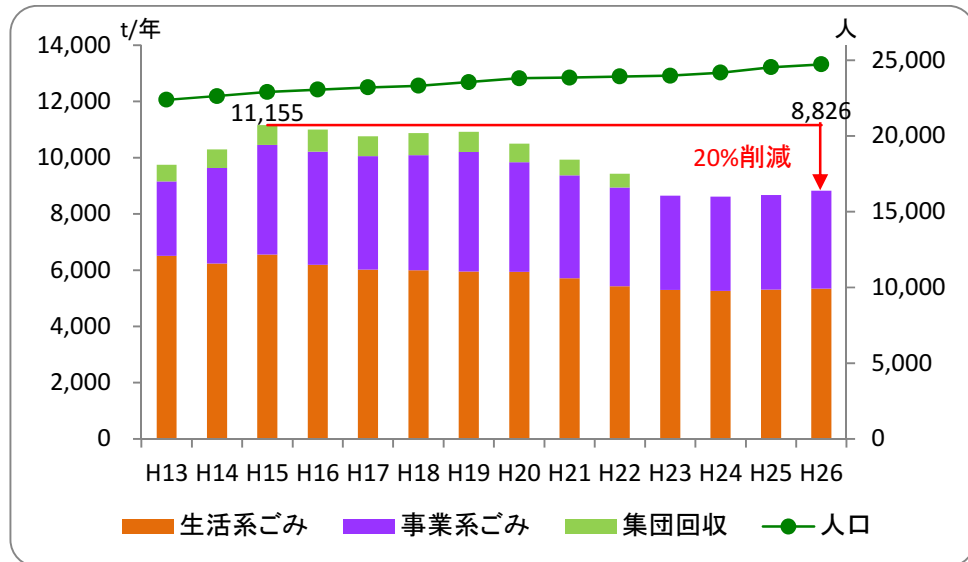


図 2-2 ごみ排出量の推移

③ 生活排水処理率の推移

過去 7 年間における本町の生活排水処理率[※]は、公共下水道人口の増加に伴い上昇しています。

平成 20 年度と比較すると平成 26 年度の生活排水処理率は、7.6%増加しています。

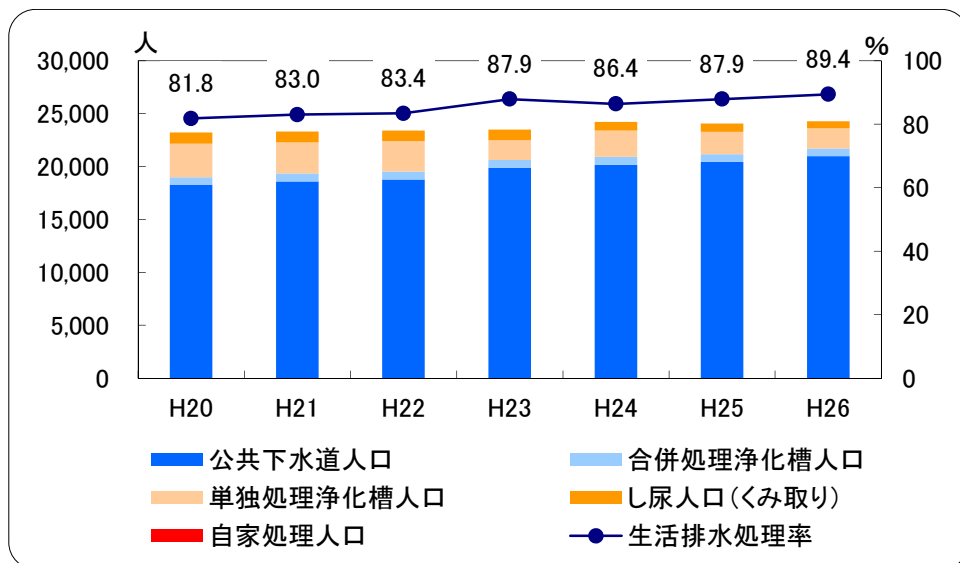


図 2-3 生活排水処理率の推移

※ 生活排水処理率：総人口に対して、公共下水道及び合併処理浄化槽を使用している人口の割合

(2) ごみ処理の評価

本町のごみ処理の状況（平成 26 年度実績）を、表 2-2 に示す 7 つの項目について岐阜県の平均値（平成 25 年度実績）と比較し、指数により評価しました。

図 2-4 は、岐阜県平均を 100 とした時の本町の評価値[※]の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの七角形が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本町の評価値は、家庭系可燃ごみ排出量を除き基準値 100 を下回り、低い評価となっています。特に「家庭系不燃・粗大ごみ排出量」と、「家庭系資源ごみ排出量」の項目が低くなっています。

表 2-2 7 つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	岐南町	岐阜県	評価値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	978	928	94.6
家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	452	482	106.0
家庭系不燃・粗大ごみ排出量	g/人・日	73	47	46.1
家庭系資源ごみ排出量	g/人・日	61	141	43.1
リサイクル率	%	10.8	19.7	54.8
最終処分率	%	10.4	8.3	74.7
1人あたり処理費用	円/人	15,366	12,414	76.2

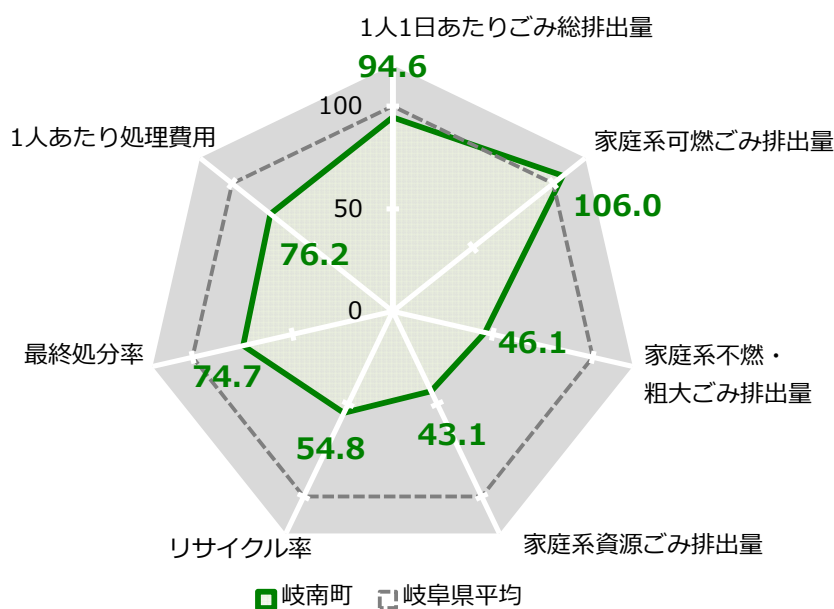


図 2-4 本町のごみ処理の評価（岐阜県平均との比較）

※ 評価値は『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25 年 4 月・環境省）により算出しました。

第3章 前計画の総括

1. 前計画の目標進捗状況

前計画で数値目標を定めた、ごみ総排出量、再生利用率、及び最終処分量の目標進捗状況は、表 3-1 及び図 3-1～図 3-3 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、目標値を下回っていますがやや増加傾向で推移しています。

再生利用率、最終処分量の目標値は、新たなごみ処理施設の稼働を前提にした目標値であるため、達成が困難な状況です。

なお、民間企業による古紙等の資源回収拡大に伴う資源ごみの減少により、再生利用率は減少傾向が続いていますが、聞き取り調査による民間回収量を加えた平成 26 年度の再生利用率は、20.5%となっています。

表 3-1 目標進捗状況

項目	基準値	実績値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 28 年度)
ごみ総排出量	9,930 t (平成 21 年度)	8,826 t (11.1%削減)	9,004 t (9.3%削減)
再生利用率	17.6% (平成 22 年度)	10.8% (6.8%減少)	23.6% 注) (6%増加)
最終処分量	941 t (平成 22 年度)	918 t (23t 削減)	805 t 注) (189t 削減)

注) 再生利用率、最終処分量の目標値は、新たなごみ処理施設の稼働を前提としていました。

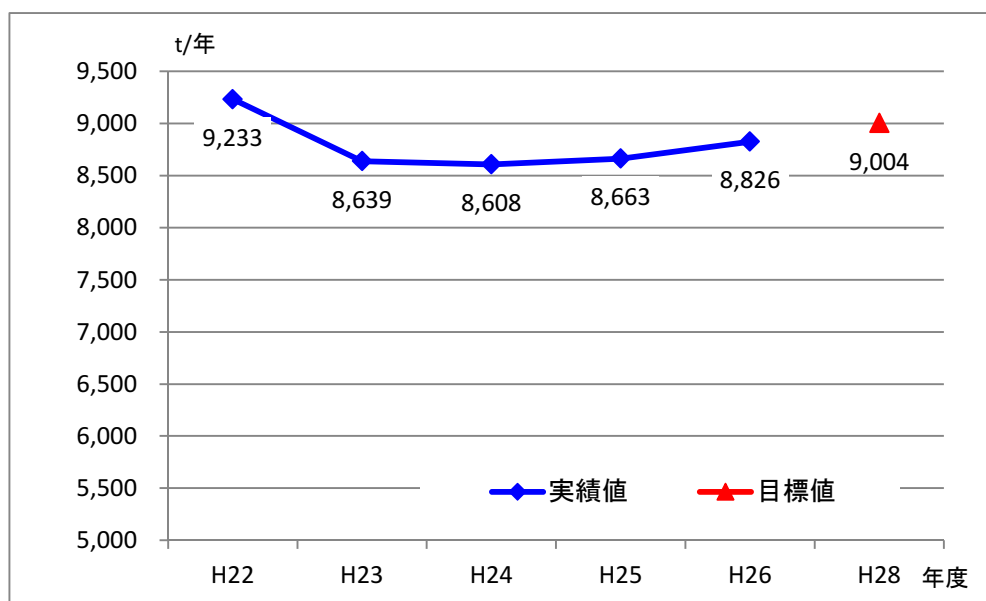


図 3-1 ごみ総排出量の目標進捗状況

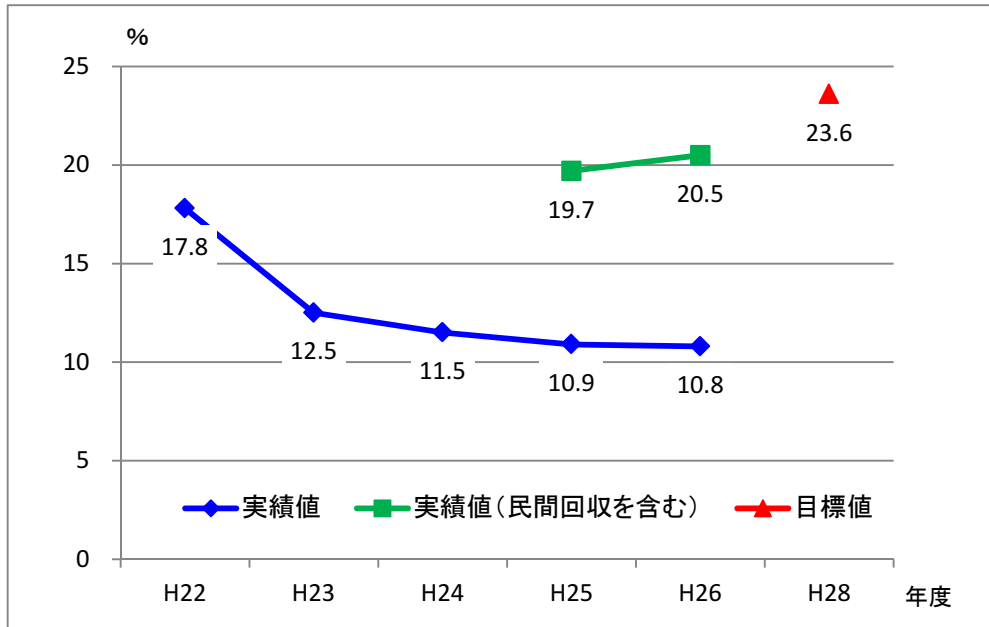


図 3-2 再生利用率の目標進捗状況

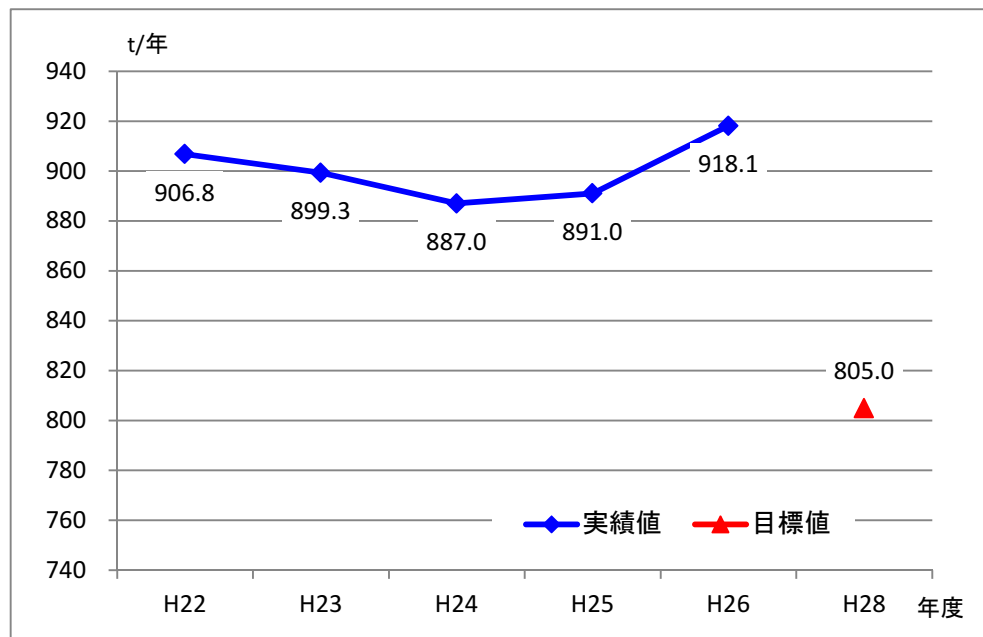


図 3-3 最終処分量の目標進捗状況

2. 前計画の施策実施状況

前計画に示された施策の実施状況は、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 前計画に示された施策の実施状況

内 容	実施状況	評価
生ごみ水切りの徹底	平成 27 年度に水切り器を全小学校児童に配布	○
生ごみ堆肥化処理装置の助成金交付	平成 22 年度にダンボールコンポスト購入助成金を追加	○
レジ袋削減・有料化	平成 20 年度から実施	○
ごみ袋有料化の検討	検討中	○
ごみ袋利用の適正化推進	指定袋が大きくなるほど割高になる料金設定になっていない。	×
エコ・ステーションの設置	平成 20 年度に運用開始	○
資源化可能なごみについて分別区分変更の検討	平成 22 年 4 月から緑ごみの収集開始、平成 27 年 9 月からモデル地区で雑がみの収集開始	○
ポスターでの啓発、標語募集、作文コンクール	未実施	×
清掃活動による表彰	環境美化活動者及び企業を対象に実施	○
環境学習の充実（空きカン回収などの体験学習、ごみ処理施設見学会）	小学 4 年生を対象に出張授業を実施	○
環境に配慮した適正な収集運搬体制（収集運搬体制の見直し、ステーションの管理、不法投棄の防止）	平成 22 年より監視カメラを設置(5 台)	△
災害廃棄物処理計画の策定	平成 23 年度に策定	○
廃棄物減量等推進協議会の設置	平成 24 年度に設置	○

※ 評価欄記号の説明 ○⇒実施済 ・ △⇒一部実施済 ・ ×⇒未実施

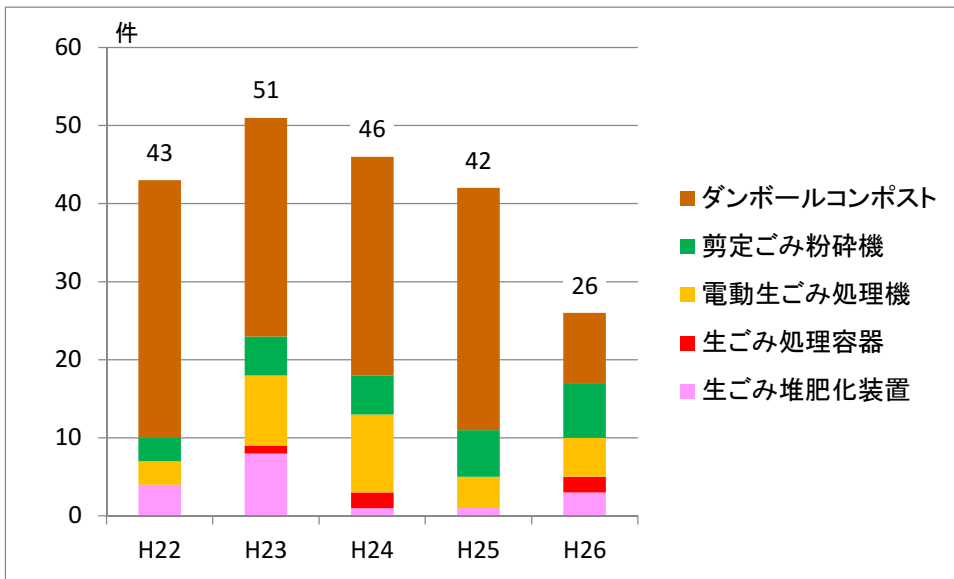


図 3-4 ごみ減量化に関する助成金交付実績



全小学生に配布した水切り器（平成 27 年度）



監視カメラ設置状況（宮町南自治会・平成 27 年 12 月 24 日撮影）

第4章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の体制

(1) ごみ区分の定義

本町及び組合が受け入れているごみは、その排出源によって「家庭ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。

さらに、家庭ごみは、品目によって「可燃ごみ」「不燃ごみ」「燃える大型ごみ」「リサイクル資源」の4つに区分され、そのうちリサイクル資源を除く処理処分を必要とするごみを「家庭系ごみ」と区分します。

また、地域の各種団体が行う集団回収、民間事業者による古紙回収、食品トレイ、インクカートリッジ等の店頭回収、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

なお、笠松競馬場及び厩舎等から発生する馬ふんは、事業系ごみとして町外の堆肥化施設で資源化されていますが、本計画で量の把握は行いません。

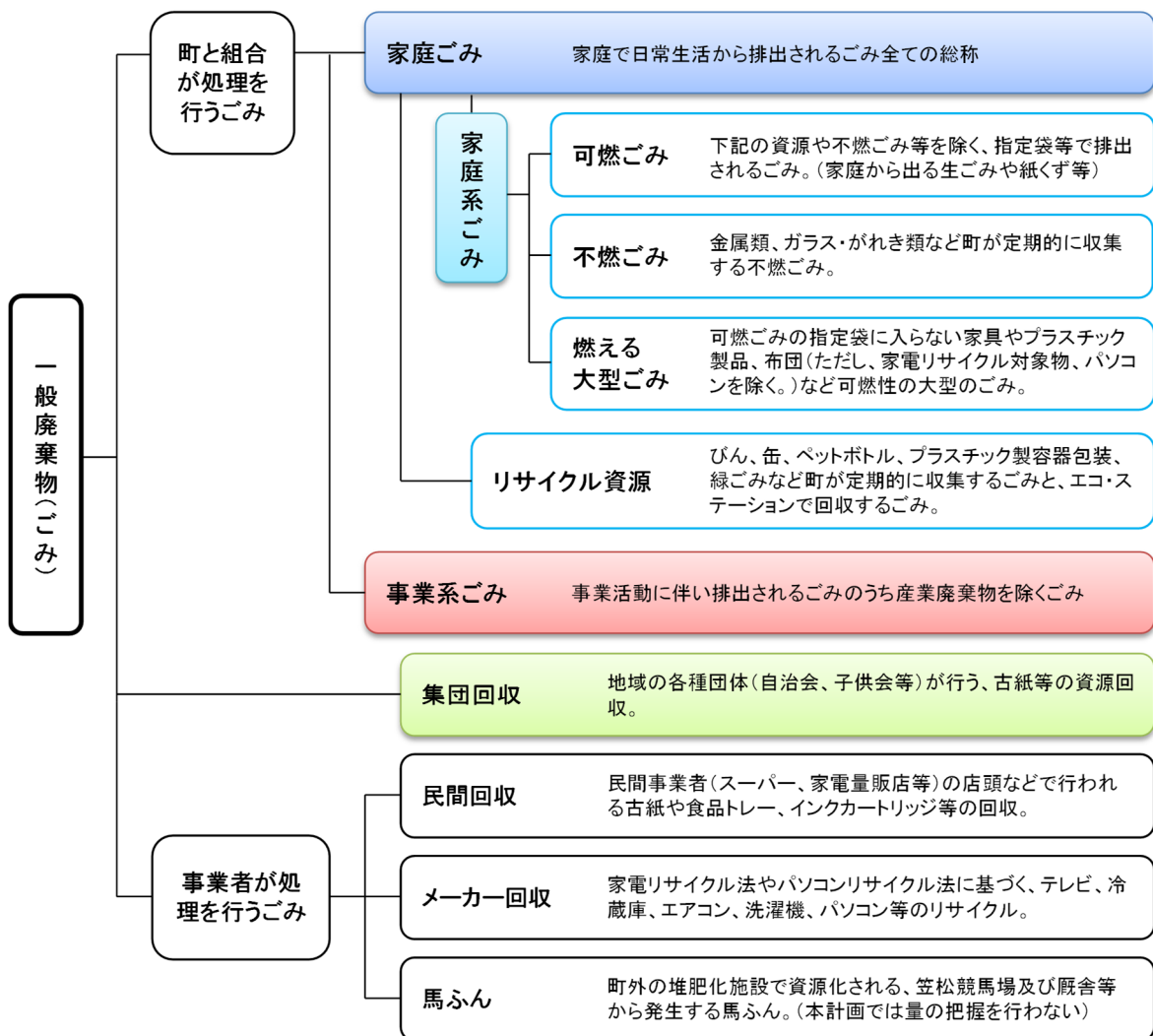


図 4-1 ごみの区分

(2) 分別区分

本町における家庭系ごみの分別区分は、表 4-1 に示すとおりです。

なお、平成 27 年 9 月から、モデル地区で雑がみの分別回収を実施しています。

表 4-1 分別区分（平成 27 年度）

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所ごみ（残飯等）、食用油、靴、小物類、紙おむつ等
不燃ごみ（金属類）		傘、自転車、小型電化製品、乾電池、ナベ、フライパン等
不燃ごみ（ガラス・がれき類）		陶器類：茶碗、皿、植木鉢等 ガラス類：グラス、電球、ガラス製食器等
燃える大型ごみ		木製品類：タンス、木製机、ソファ等 プラスチック製品類：玩具、ビデオテープ、カセットテープ等 その他：毛布、布団、カーペット、カーテン等
リサイクル資源	びん類	無色透明、茶色、その他の色に分別
	缶類	スチール缶、アルミ缶に分別
	ペットボトル	飲料用ペットボトル
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークの付いた、ケース、パック、カップ、袋、ボトル、チューブ等
	トレイ・発泡スチロール	食品用白色トレイ、発泡スチロール
	紙・古着類	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、ボール紙、衣類、牛乳パックに分類
	紙製容器包装	紙製容器包装マークの付いた、紙箱、包装紙、紙袋、台紙等
	緑ごみ	剪定枝、葉、草、竹、切り株、わら、もみがら
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機
収集できないごみ		危険なごみ：タイヤ、オイル・塗料、LPG ボンベ、消火器、オートバイ、劇薬・農薬、バッテリー 事業活動に伴うごみ 引っ越しや改築など一時的に排出されるごみ

注) 平成 27 年 9 月からモデル地区で雑がみの分別収集を実施。

(3) ごみ処理フロー

平成 27 年度における本町のごみ処理フローは、図 4-2 に示すとおりです。

なお、本町では小中学校の PTA が自主的に集団回収を行っていますが、平成 22 年度以降は奨励金による助成を行っていないため、集団回収量の把握は行っていません。

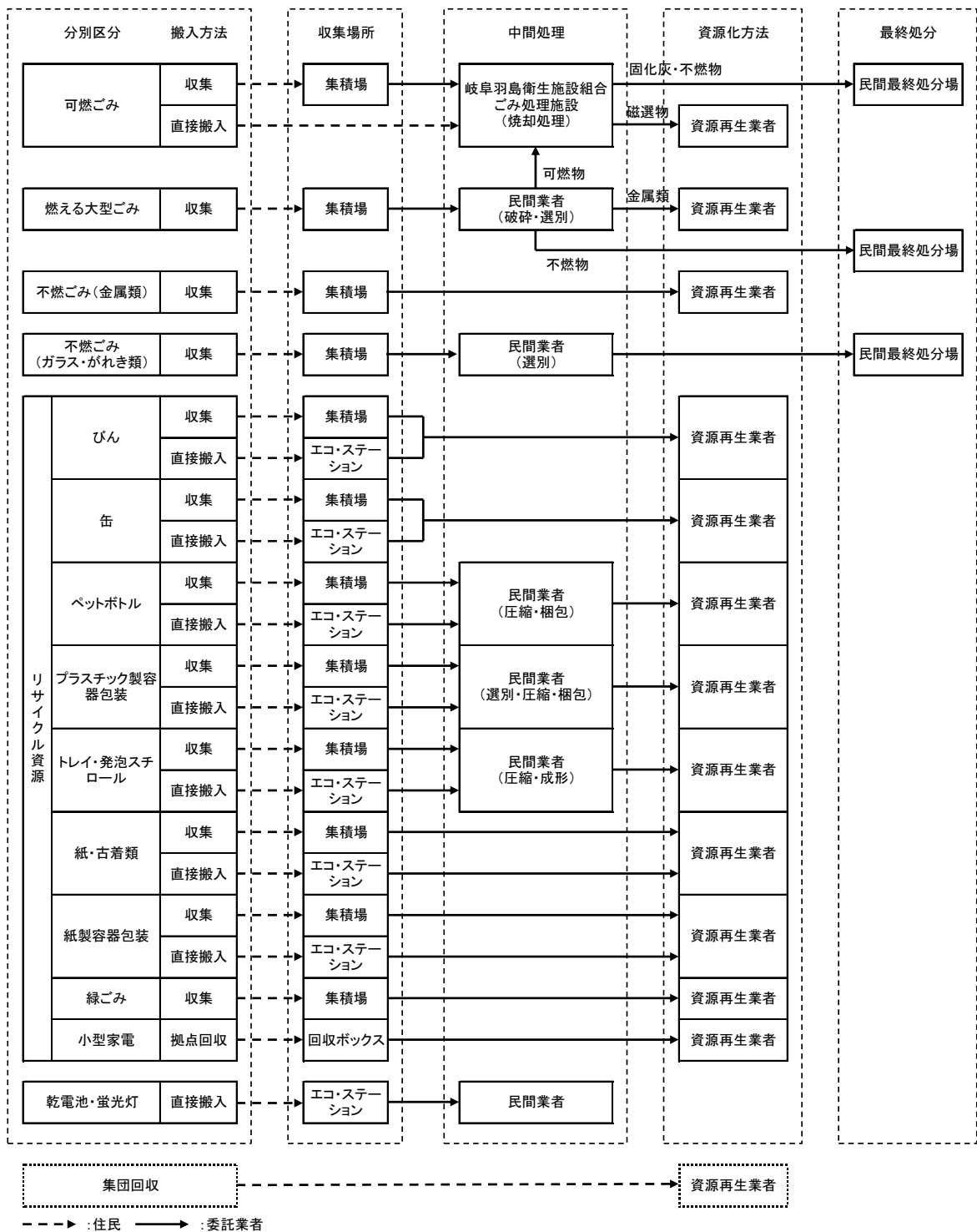


図 4-2 ごみ処理フロー (平成 27 年度)

(4) 収集・運搬

本町における家庭系ごみの収集・運搬体制は、表 4-2 に示すとおりです。

家庭から出る資源を直接持ち込めることのできる施設として、エコ・ステーションを開設しています。

事業系ごみの収集・運搬は、許可業者もしくは事業者自ら行います。

表 4-2 収集・運搬体制（平成 27 年度）

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション回収	週 2 回	指定袋
不燃ごみ（金属類）				隔月	—
不燃ごみ（ガラス・がれき類）					
燃える大型ごみ					
リサイクル資源	びん類			月 1 回	コンテナ
	缶類				
	ペットボトル			月 2 回	網カゴ
	プラスチック製容器包装				
	トレイ・発泡スチロール			月 1 回	—
	紙・古着類				網カゴ
	紙製容器包装	—			
	緑ごみ	拠点回収	随時	ボックス	
小型家電					

表 4-3 エコ・ステーションの概要

項目	内容
名称	エコ・ステーション
所在地	羽島郡岐南町平成 6-110
開設日時	月曜日～土曜日（祝日を含む、年末年始は休み） 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
回収品目	びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、トレイ・発泡スチロール、紙・古着類、紙製容器包装、乾電池、蛍光管、廃食用油、ペットボトルキャップ、小型家電

(5) 中間処理

本町の可燃ごみは、組合のごみ処理施設において、焼却処理が行われています。

不燃ごみ及び燃える大型ごみについては、民間業者の中間処理施設で破碎・選別後、焼却処理、資源化、最終処分が行われています。

リサイクル資源のうち、ペットボトル、プラスチック製容器包装、トレイ・発泡スチロールは民間業者の施設で中間処理後に資源再生業者へ、その他は直接資源再生業者に引き渡され、資源化されています。

表 4-4 岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の概要

項目	内容
名称	岐阜羽島衛生施設組合 ごみ処理施設
所在地	岐阜市境川 5 丁目 147 番地
面積	敷地面積：6,200m ² 建築面積：工場棟・管理棟 1,821m ²
処理能力	180t/日 (60t/24h×3 炉)
処理対象物	可燃ごみ
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式)
運転管理	直営・委託
建設年度	平成 7 年 3 月竣工

(6) 最終処分

本町は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、岐阜羽島衛生施設組合による中間処理後、本町割り当て分について民間の最終処分場に処分を委託しています。

不燃ごみ (ガラス・がれき類) については、民間の処理業者に最終処分を委託しています。

2. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-3 に示すとおりとします。

本計画では、住民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、住民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本町のごみ処理施設等で処理を行わない集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとし、生活系ごみのうちリサイクル資源と資源集団回収で集められた資源を除いた可燃ごみや燃える大型ごみ等の処理・処分を必要なごみを「家庭系ごみ」とします。

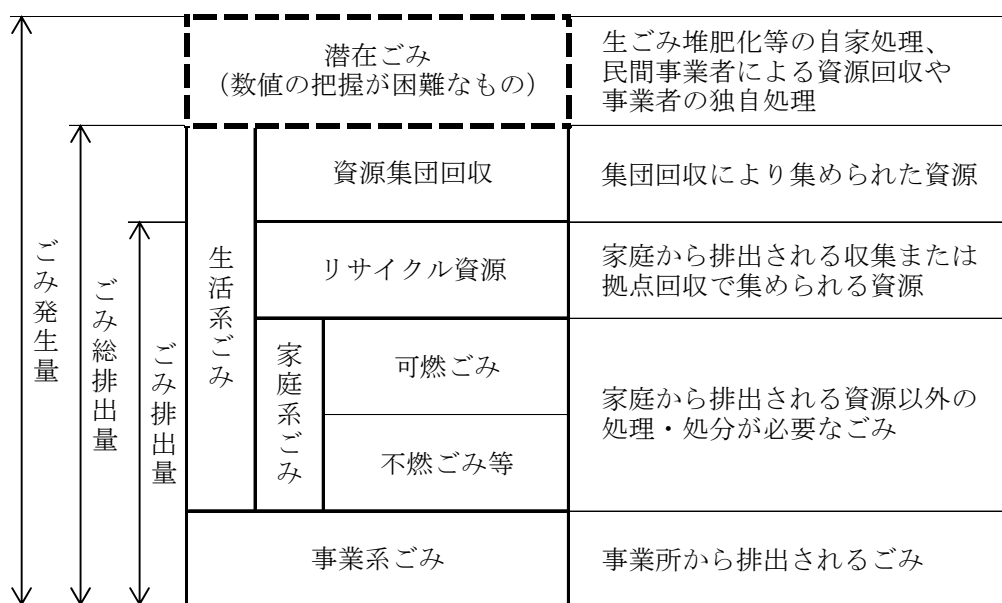


図 4-3 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量

本町における過去5年間のごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量*の推移は、表4-5及び図4-4に示すとおりです。

平成23年度以降、1人1日あたりごみ総排出量は横ばいですが、1人1日あたり家庭系ごみ排出量はやや増加傾向です。

表4-5 ごみ総排出量の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
人口（年度末人口）	人	23,931	23,981	24,183	24,539	24,729
ごみ総排出量	t	9,234	8,639	8,608	8,663	8,826
可燃ごみ	t	7,045	7,035	7,088	7,202	7,336
不燃ごみ	t	333	311	290	283	278
燃える大型ごみ	t	385	365	363	363	378
資源ごみ	t	980	925	864	812	831
有害ごみ	t	3	3	3	3	3
集団回収量	t	488	0	0	0	0
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	1,057	984	975	967	978
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	509	517	519	522	526

注) エコ・ステーションで集められた蛍光灯及び乾電池を「有害ごみ」と区分しています。

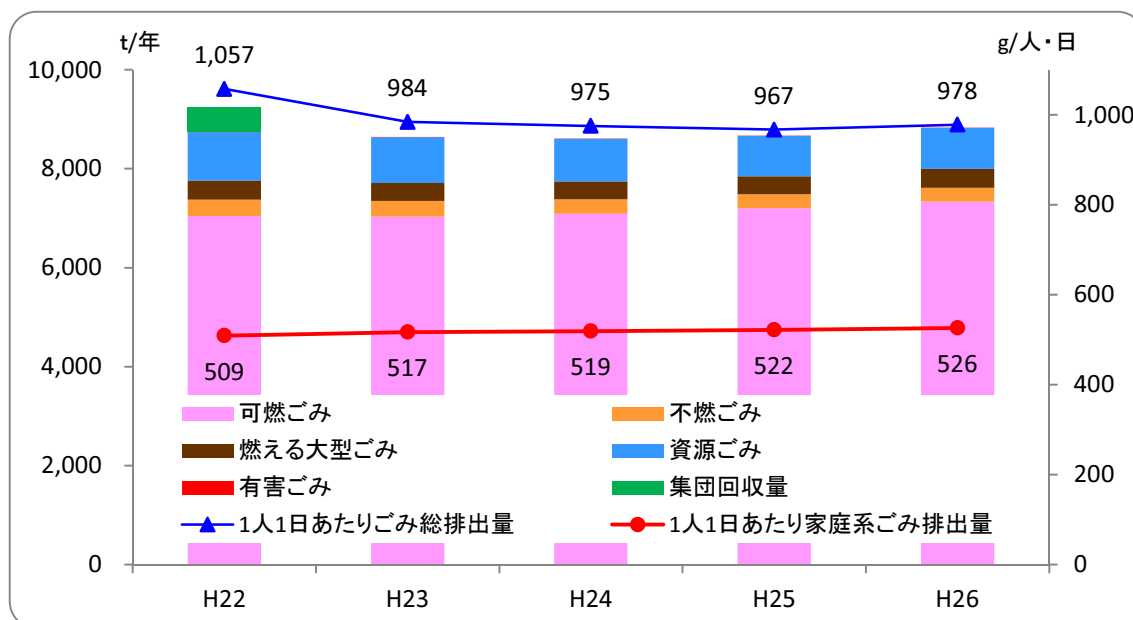


図4-4 ごみ総排出量の推移

*1 1人1日あたりごみ総排出量 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

(3) 再生利用率

本町における過去5年間の資源化量及び再生利用率^{※1}の推移は、表4-6及び図4-5に示すとおりです。

資源ごみ量の減少に伴い、再生利用率は減少傾向であり、平成26年度は10.8%となっています。

なお、本町が町内に古紙等の回収ボックスを設置している資源再生業者^{※2}から、任意で聞き取りを行い把握した民間事業者による資源回収量を加えた平成26年度の再生利用率は、20.5%でした。

表4-6 資源化の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
ごみ総排出量	t	9,234	8,639	8,608	8,663	8,826
総資源化量	t	1,642	1,081	994	942	950
資源ごみ量(収集+直接搬入)	t	980	925	864	812	831
不燃ごみ(金属類)	t	154	136	111	111	101
集団回収量	t	488	0	0	0	0
焼却処理による資源化量	t	20	20	19	19	18
再生利用率	%	17.8	12.5	11.5	10.9	10.8
民間回収量	t	0	0	0	949	1,080
再生利用率(民間回収を含む)	%	0.0	0.0	0.0	19.7	20.5

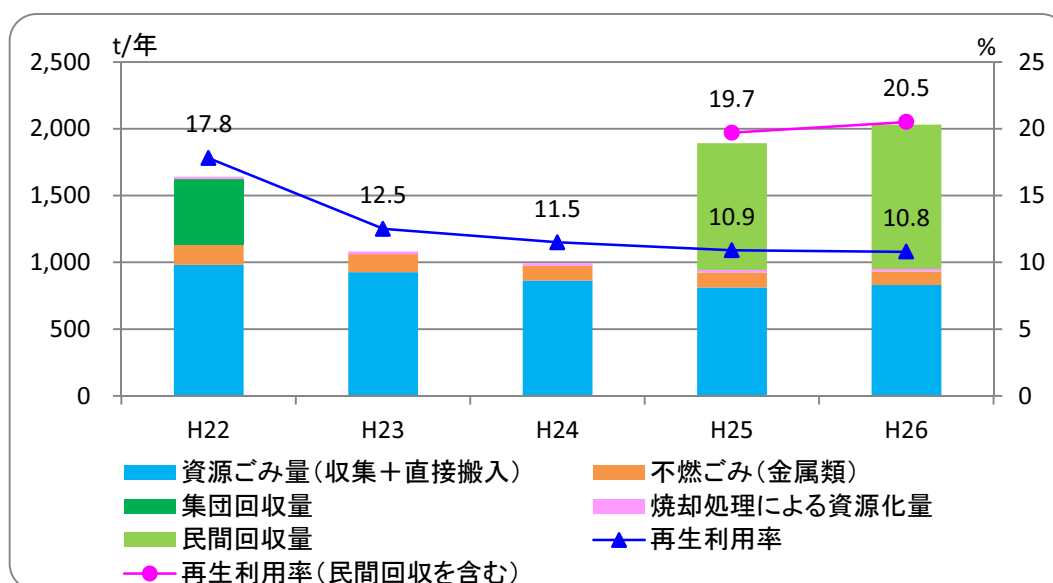


図4-5 資源化の推移

※1 再生利用率=総資源化量(資源ごみ+集団回収量+焼却処理による資源化量)÷ごみ総排出量

※2 平成26年度は、5業者・8ヶ所の回収量に対し、資源再生業者から回答がありました。

(4) 最終処分量

本町における過去 5 年間の最終処分量及び最終処分率*の推移は、表 4-7 及び図 4-6 に示すとおりです。

過去 5 年間の実績は、概ね横ばいです。

表 4-7 最終処分の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
ごみ総排出量	t	9,234	8,639	8,608	8,663	8,826
最終処分量	t	907	899	887	891	919
不燃ごみ（ガラス類・がれき類）	t	179	174	179	172	178
焼却処理による最終処分量	t	728	725	708	719	741
最終処分率	%	9.8	10.4	10.3	10.3	10.4

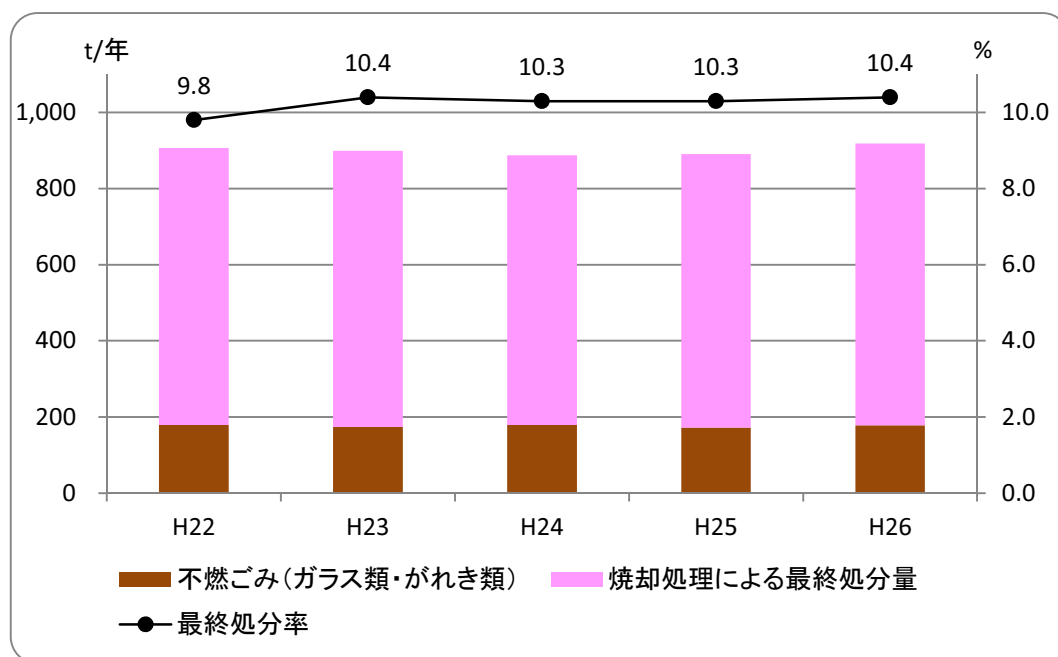


図 4-6 最終処分の推移

* 最終処分率=最終処分量（不燃ごみ（ガラス・がれき類）+焼却処理による最終処分量）÷ごみ総排出量

(5) 事業系ごみ排出量

本町における過去5年間の事業系ごみ排出量の推移は、表4-8及び図4-7に示すとおりです。

1日あたり事業系ごみ排出量の実績は、概ね横ばいです。

表4-8 事業系ごみ排出量の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
生活系ごみ	t	5,915	5,461	5,442	5,483	5,579
事業系ごみ	t	3,318	3,177	3,166	3,180	3,248
1日あたり事業系ごみ量	t/日	9.1	8.7	8.7	8.7	8.9

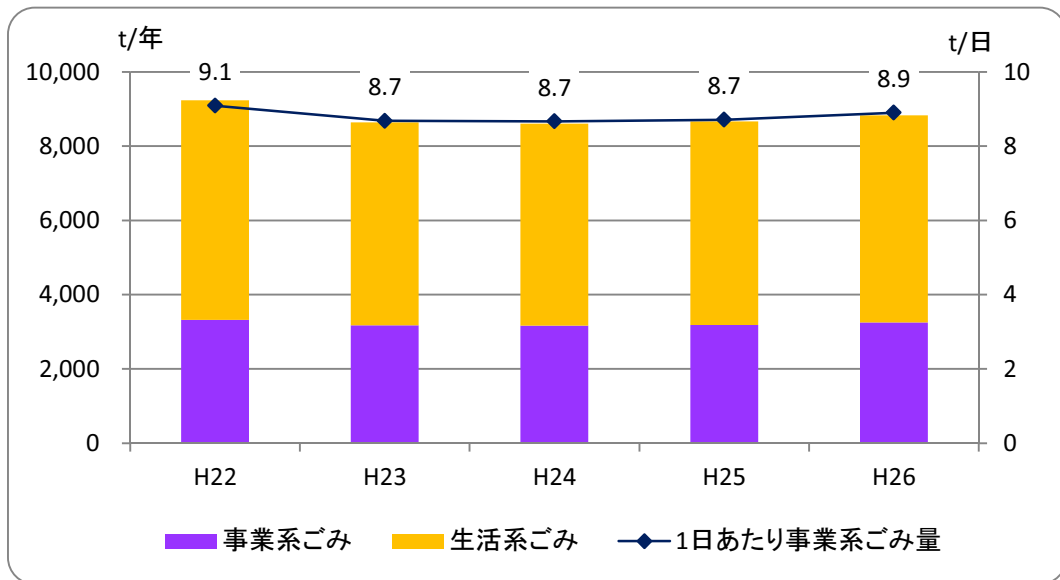


図4-7 事業系ごみ排出量の推移

3. 家庭のごみと資源に関するアンケート結果

一般廃棄物処理基本計画策定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定のための資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査の概要は、以下に示すとおりです。

調査対象：住民基本台帳から 20 歳以上 1,000 件を無作為抽出

調査方法：郵送による送付・回収

実施期間：平成 27 年 5 月 29 日（送付日）～6 月 15 日（調査票回収期限）

回収状況：回収数 428 通、回収率 42.8%

(2) 調査結果（抜粋）

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果は、以下に示すとおりです。

問 2：あなたの世帯の人数を教えてください。

60 代及び 70 代の半数以上が、一人暮らしもしくは二人暮らしであり、高齢者のみの世帯が多いと推測されます。

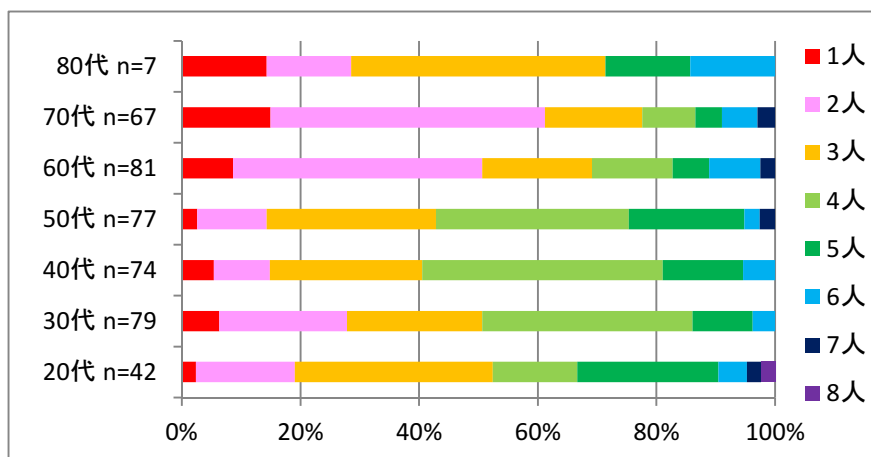


図 4-8 年代別世帯の人数※

※ 図中の「n=」の値は母数を示します。

問 8 : あなたはごみの出し方で困ったことがありますか？

約 3 割の方が、ごみの出し方で困ったことがあると回答しています。年代別に見ると、30 代、40 代、50 代は約 4 割の方が困ったことがあると回答しています。

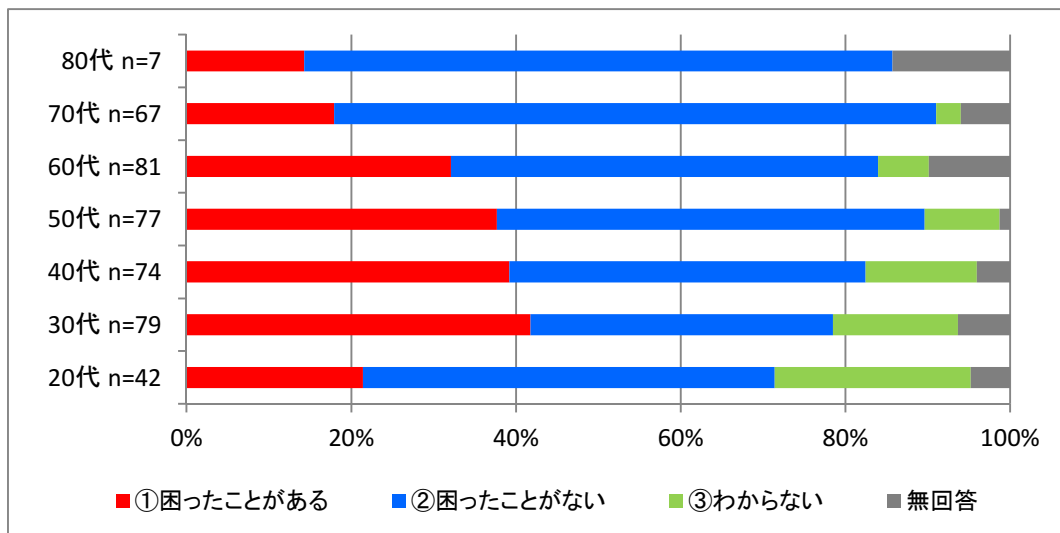


図 4-9 問 8 年代別クロス集計結果※

表 4-9 ごみの出し方で困ったことのある内容

内 容	件数	割合
分別方法	62	14.5 %
収集場所が遠い	16	3.7 %
資源など収集回数が少ない	16	3.7 %
7 時～9 時の収集時間に出せない	13	3.0 %
カラスの被害	9	2.1 %
ルールが守られずにごみが集積場に出される	8	1.9 %
町外の方がごみを出しに来る	2	0.5 %

※ 図中の「n=」の値は母数を示します。

問 15 あなたが行ったことのある再利用（リユース）の取り組みはどれですか？

最も盛んなリユースの取り組みは、リサイクルショップの利用です。

マイタウンぎなんの紙上フリーマーケットは、出品も購入も1%程度の利用であり、リサイクルショップやインターネットオークションでの再利用が一般的であることから、その役割は終えていると考えられます。

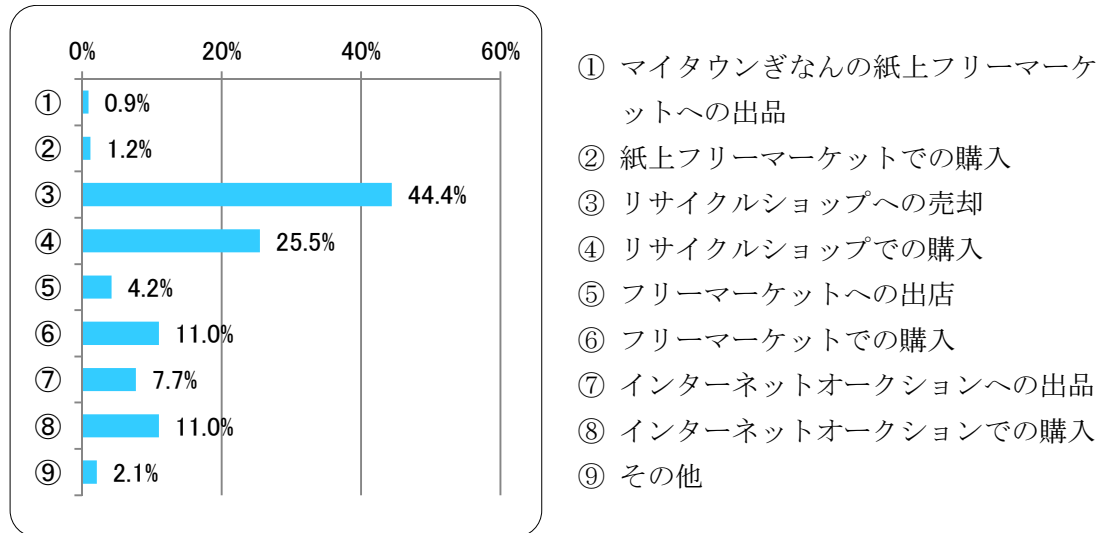


図 4-10 再利用（リユース）の取り組み内容

（3）住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されているアンケート調査項目について、回答の総合得点により住民満足度指数を算出し、評価を行いました。

① 集計方法

- ・ 「満足している」5点、「やや満足している」4点、「やや不満である」2点、「不満である」を1点として設問毎に回答の平均得点を算出しました。「わからない」及び無回答は有効回答数に加えません。（平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない）平均得点が3.0点以上となれば、よく評価していると判断できます。
- ・ 設問毎に平均得点を算出します。（得点の合計÷有効回答者数）なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。
- ・ 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。
- ・ 「わからない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できます。

② 集計結果

アンケート調査の結果、4問の平均得点による総合評価は3.9点となり、平均3点を上回りました。

しかしながら、問17及び問18の3Rの取り組みや情報公開については、「分からない」及び「無回答」の有効回答数に対する割合は、それぞれ31.8%、36.7%と非常に高くなっており、町からの発信が十分でなく認知度が低くなっています。住民の皆様にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

【設問】

問5：ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？

問17：3R（ごみ減量・再使用・リサイクル）への取り組みに満足していますか？

問18：ごみ処理や3R（ごみ減量・再使用・リサイクル）の情報公開や提供に満足していますか？

問19：街の清潔さに関して、あなたは満足していますか？

表 4-10 回答結果

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
問5	189	104	72	26	18	409	391	1,531	3.9
問17	99	155	27	11	119	411	292	1,180	4.0
問18	78	134	41	18	139	410	271	1,026	3.8
問19	100	196	70	21	36	423	387	1,445	3.7
総合評価									3.9

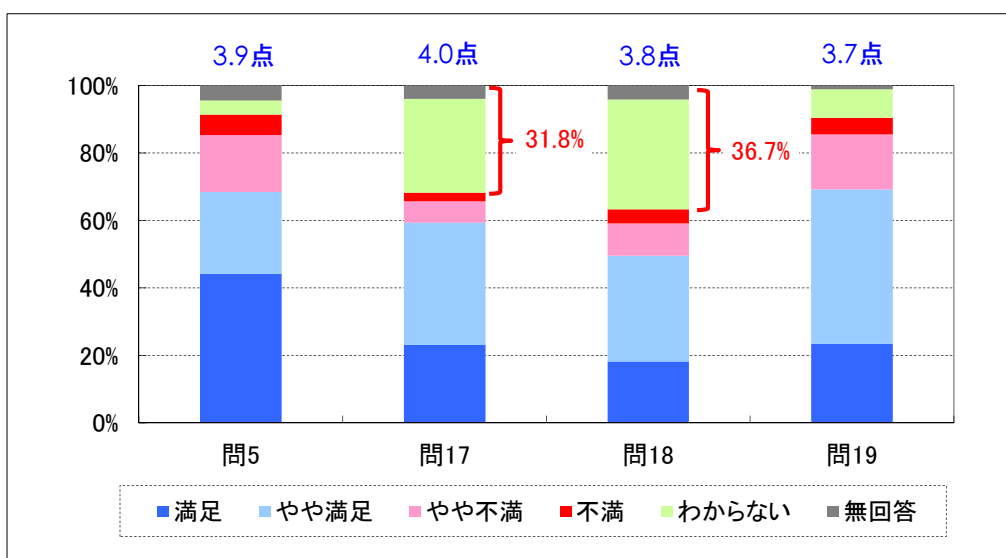


図 4-11 住民満足度指標

4. ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理の課題は、以下に示すとおりです。

表 4-11 ごみ処理の課題

項目	現状・課題
目標値	再生利用率、最終処分量の目標値が大幅に下回っています。
ごみ排出量	1人1日あたりごみ総排出量が岐阜県平均を下回り、特に不燃ごみ・粗大ごみの量が約1.5倍も多くなっています。
	ごみ総排出量は県平均を上回っているが、家庭系可燃ごみの量は県平均を下回っていることから、事業系ごみが多いと推測されます。
	資源ごみの排出量が県平均より少なく、リサイクル率も低くなっています。
アンケート	60代、70代の半数以上が高齢者のみの世帯と推測されます。
	分別について困っている人が全回答者の約15%います。
	びん、缶、ペットボトルの収集回数に不満を感じている人が全回答者の約15%います。
	紙上フリーマーケットの利用者が極めて少なくなっています。
	住民満足度は平均3を上回る3.9点であるものの、3Rの取り組みや情報公開に対する認知度が低くなっています。
ごみ処理	燃える大型ごみの収集前夜に、大量に不適正排出（不法投棄）される集積場が複数あります。
	可燃ごみ以外のステーションが自治会ごとに1箇所となっているため少なく、中には国道や線路（高架）を越えて運ばなければいけない地区があります。
	可燃ごみの処理を委託している組合のごみ処理施設が平成28年3月で停止するため、県外の民間業者に委託先を切り替える必要があります。
前計画の施策	可燃ごみ処理手数料の見直しが実施されていません。
	可燃ごみ指定袋の1Lあたり料金が、大（45L）よりも小（30L）が高いため、経済的な動機付けにより小さなごみ袋を選ぶような、ごみ袋利用の適正化推進の施策が実施されていません。
	ポスターでの啓発、標語募集、作文コンクールが実施されていません。

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

平成28年3月末に組合のごみ処理施設が稼働停止し、次期ごみ処理施設が完成するまでの間、組合を構成する各市町は、各々の責任でごみ処理を行う必要があります。

このため、この先の10年間は本町では可燃ごみの処理を県外の民間業者に委託しますが、組合管内から出たごみは組合管内で責任を持って処理するというのが本来の姿であり、次期ごみ処理施設の建設が必要不可欠なことに変わりはありません。

今後も次期ごみ処理施設の建設に向けて、本町、組合、構成市町が一丸となって進めるとともに、第5次総合計画に示された「安全で快適に暮らせるまちづくり」を実現するため、リサイクル（ごみの資源化）に比べ取り組みが遅れている2R「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（ものの再使用）」の取り組みを積極的に進め、資源循環型の社会システムの構築を目的として、基本理念に「うるおいとやすらぎを実感できる資源循環型のまち」を掲げます。

基本理念のもと、「発生抑制」「資源化」「適正処理」の3つの基本方針により、4つの施策と19の取り組みを実施していきます。

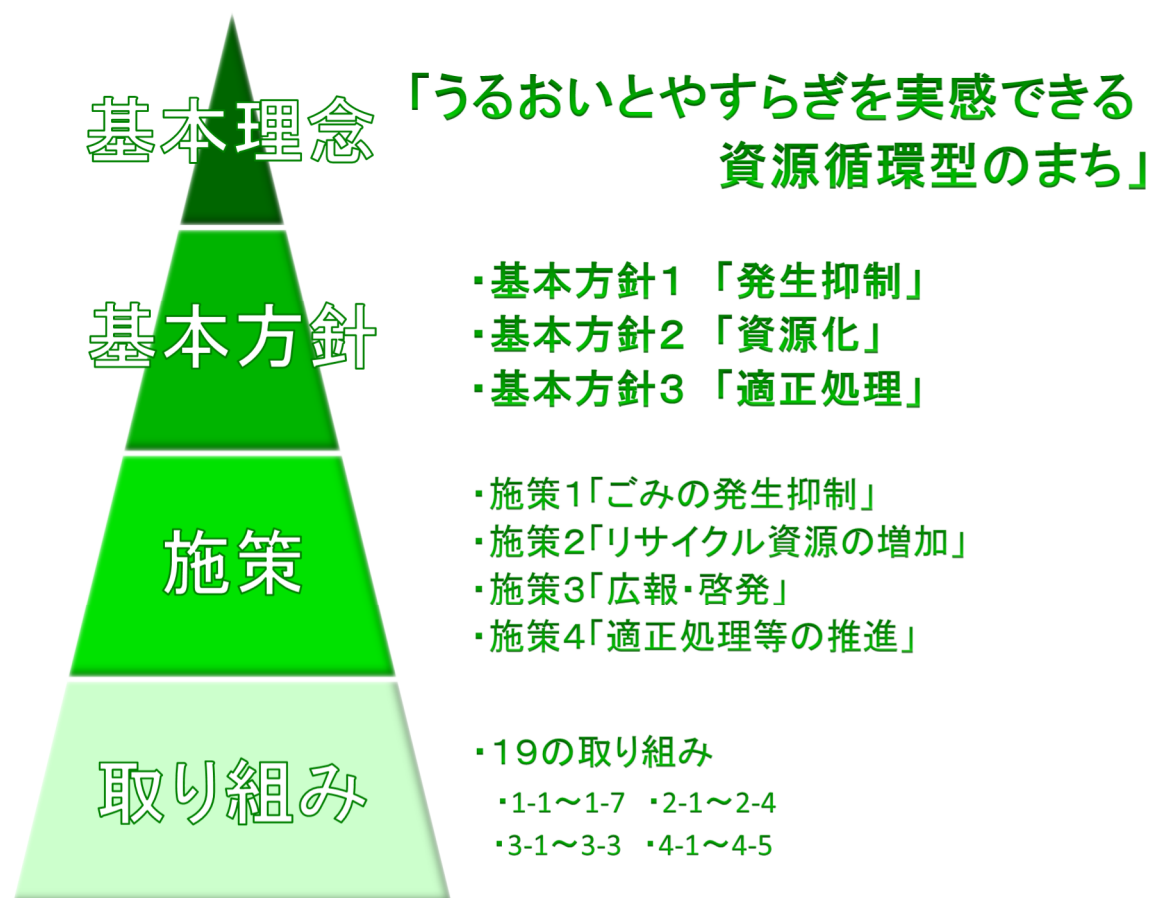


図5-1 施策の体系

2. 数値目標

平成 37 年度における数値目標は前計画に掲げた「再生利用率」、「1 日あたり最終処分量」の 2 項目を継続するとともに、ごみ量の目標値として排出される全てのごみの原単位である「1 人 1 日あたりごみ総排出量」に加えて、国が第 3 次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法に基づく基本方針に掲げた目標指標である「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」を追加した、4 項目とします。

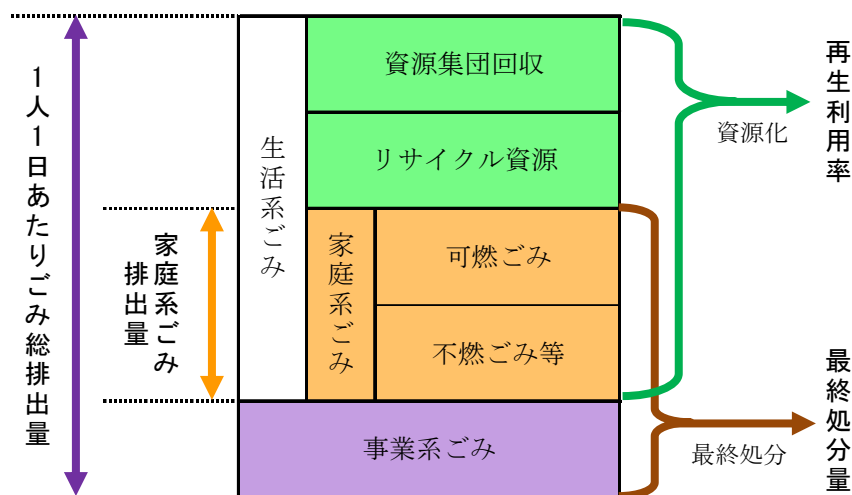


図 5-2 数値目標の考え方

(1) ごみ量

平成 26 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 978g/人・日であり、将来のごみ量は増加していく予測ですが、排出抑制の施策を進めることにより、平成 32 年度の目標値を 937g/人・日、平成 37 年度の目標値を 933g/人・日とします。

1 人 1 日あたりごみ総排出量を、

平成 32 年度に 937 g/人・日 とし、

平成 37 年度に 933 g/人・日 にします。

国の掲げる 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量の目標値は、平成 32 年度に 500g/人・日ですが、本町の平成 26 年度における 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は 526g/人・日と、目標値を上回っている状況です。

このため、雑がみの分別収集や可燃ごみ指定袋料金の適正化を進めることにより、国の掲げる平成 32 年度の目標値を 500g/人・日の達成を目指します。

1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を、
平成 32 年度に 500 g/人・日 とします。

(2) 再生利用率

平成 28 年度から可燃ごみの処理を民間業者に委託するため、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰を焼成によって無害化し土木資材として再資源化されるため、資源化率の増加が見込まれることから、平成 37 年度における再生利用率の目標値を、24.7%とします。

平成 37 年度の再生利用率を、24.7% にします。

(3) 最終処分量

平成 28 年度から可燃ごみの処理を民間業者に委託するため、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰の多くが再資源化され、最終処分量の減少が見込まれることから、平成 37 年度における最終処分量の目標値を、335 t/年とします。

平成 37 年度の最終処分量を、335 t/年 にします。

3. 目標達成のための施策

前述した目標を達成するために取り組む4つの施策と19の取り組みは、以下に示すとおりです。

表 5-1 施策一覧

施策・取り組み		基本方針		
		排出抑制	資源化	適正処理
施策 1 ごみの発生抑制				
1-1	多量排出事業者への減量・資源化指導	○		
1-2	事業系可燃ごみの有料化	○		
1-3	可燃ごみ指定袋料金適正化の検討	○	○	
1-4	生ごみ堆肥化装置等への助成金交付	○		
1-5	レジ袋削減（有料化）の継続	○		
1-6	不法投棄対策の強化（監視カメラの設置）	○		○
1-7	不燃ごみ・燃える大型ごみ有料化の検討	○		
施策 2 リサイクル資源の増加				
2-1	雑がみ分別収集の実施		○	
2-2	分別ガイドブックの定期的な全戸配布		○	
2-3	エコ・ステーションの継続及び周知		○	
2-4	小型家電回収の継続及び品目拡大の検討		○	
施策 3 広報・啓発				
3-1	環境学習の推進	○	○	○
3-2	清掃の日における環境美化運動の継続			○
3-3	環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続		○	○
施策 4 適正処理等の推進				
4-1	高齢者等訪問収集の検討			○
4-2	紙上フリーマーケットの廃止			○
4-3	環境美化監視員制度の継続	○	○	○
4-4	クリーンパトロールの継続			○
4-5	廃棄物減量等推進協議会の開催	○	○	○

(1) 取り組み内容

4つの施策に基づく19の取り組み内容は、以下に示すとおりです。

表 5-2 (1) 19の取り組み内容

No.	取り組み	内容
施策1 ごみの発生抑制		
1-1	多量排出事業者への減量・資源化指導	多量排出事業者に対し、立入検査を実施し、減量計画の作成要請や、資源化の指導を行います。
1-2	事業系可燃ごみの有料化	可燃ごみの積み替えを共同で行う笠松町と同時期に、事業系可燃ごみの有料化を実施します。
1-3	可燃ごみ指定袋料金適正化の検討	可燃ごみ指定袋の料金について、減量化・資源化に効果的な料金設定の検討を行います。
1-4	生ごみ堆肥化装置等への助成金交付	生ごみ処理容器やダンボールコンポストなど、ごみ減量化に関する助成金制度を継続します。
1-5	レジ袋削減(有料化)の継続	消費者団体・事業所・行政で構成する「レジ袋削減(有料化)協議会」による、レジ袋削減の取り組みを継続します。
1-6	不法投棄対策の強化(監視カメラの設置)	不法投棄の多い集積場から順次、監視カメラを増設します。
1-7	不燃ごみ・燃える大型ごみ有料化の検討	ステーション収集から戸別回収または直接搬入方式への変更とともに、不燃ごみ・燃える大型ごみの有料化を検討します。
施策2 リサイクル資源の増加		
2-1	雑がみ分別収集の実施	平成28年4月から町内全域で雑がみの分別収集を実施します。
2-2	分別ガイドブックの定期的な全戸配布	3年おきを目安に、分別ガイドブックを改訂し、全戸配布します。
2-3	エコ・ステーションの継続及び周知	リサイクル資源の持込場所であるエコ・ステーションを継続し、周知を図ります。
2-4	小型家電回収の継続及び品目拡大の検討	ボックス回収による小型家電回収を継続するとともに、回収品目の拡大について検討します。

表 5-2 (2) 19 の取り組み内容

No.	取り組み	内容
施策 3 広報・啓発		
3-1	環境学習の推進	小学生 4 年生を対象に行っている、ごみの減量とリサイクルを推進するための出張授業を継続します。
3-2	清掃の日における環境美化運動の継続	奇数月の第 3 日曜日に実施している、住民と企業が自主的に参加する、環境美化活動である「清掃の日」を継続します。
3-3	環境美化活動者及び団体に対する表彰制度の継続	環境美化活動を行っている者及び団体に対する表彰制度を継続します。
施策 4 適正処理等の推進		
4-1	高齢者等訪問収集の検討	福祉セクションと連携し、高齢者の単独世帯や障がい者世帯など、ごみ出しが不自由な世帯に対して戸別収集の制度を検討・実施します。
4-2	紙上フリーマーケットの廃止	利用者が非常に少ない紙上フリーマーケットを廃止します。
4-3	環境美化監視員制度の継続	自治会ごとに 1 名委嘱している、環境美化監視事業を継続し、分別の指導や持ち去り行為の監視等を行います。
4-4	クリーンパトロールの継続	クリーンパトロールによる不法投棄の監視活動を継続します。
4-5	廃棄物減量等推進協議会の開催	定期的に廃棄物減量等推進協議会を開催し、ごみ処理の状況について報告します。

(2) 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 5-3 に示すとおりです。

表 5-3 施策のスケジュール

No.	取り組み	年度									
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
1-1	多量排出事業者への指導	調査	実施	→							
1-2	事業系可燃ごみの有料化	検討	→		実施	→					
1-3	可燃ごみ指定袋料金適正化の検討	検討	→								
1-4	生ごみ堆肥化装置への助成金交付	←				継続実施	→				
1-5	レジ袋削減（有料化）の継続	←				継続実施	→				
1-6	不法投棄対策の強化	実施	→								
1-7	不燃ごみ・粗大ごみ有料化の検討	検討	→								
2-1	雑がみ分別収集の実施	実施	→								
2-2	分別ガイドブックの定期的な配布	配布	-	-	配布	-	-	配布	-	-	配布
2-3	エコ・ステーションの周知	←				継続実施	→				
2-4	小型家電回収拡大の検討	検討	→								
3-1	環境学習の推進	←				継続実施	→				
3-2	清掃の日の継続	←				継続実施	→				
3-3	環境美化活動に対する表彰制度	←				継続実施	→				
4-1	高齢者等訪問収集の検討	検討	→		実施	→					
4-2	紙上フリーマーケットの廃止	廃止									
4-3	クリーンパトロールの継続	←				継続実施	→				
4-4	環境美化監視員制度の継続	←				継続実施	→				
4-5	廃棄物減量等推進協議会の開催	←				継続開催	→				

4. ごみの発生量及び処理量の見込み

将来ごみ発生量の予測方法は、図 5-3 に示すとおりです。

将来ごみ量の予測は、人口の将来予測値及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法です。

家庭系ごみ及び集団回収量については、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみ種別の発生原単位×年間日数で算出しました。

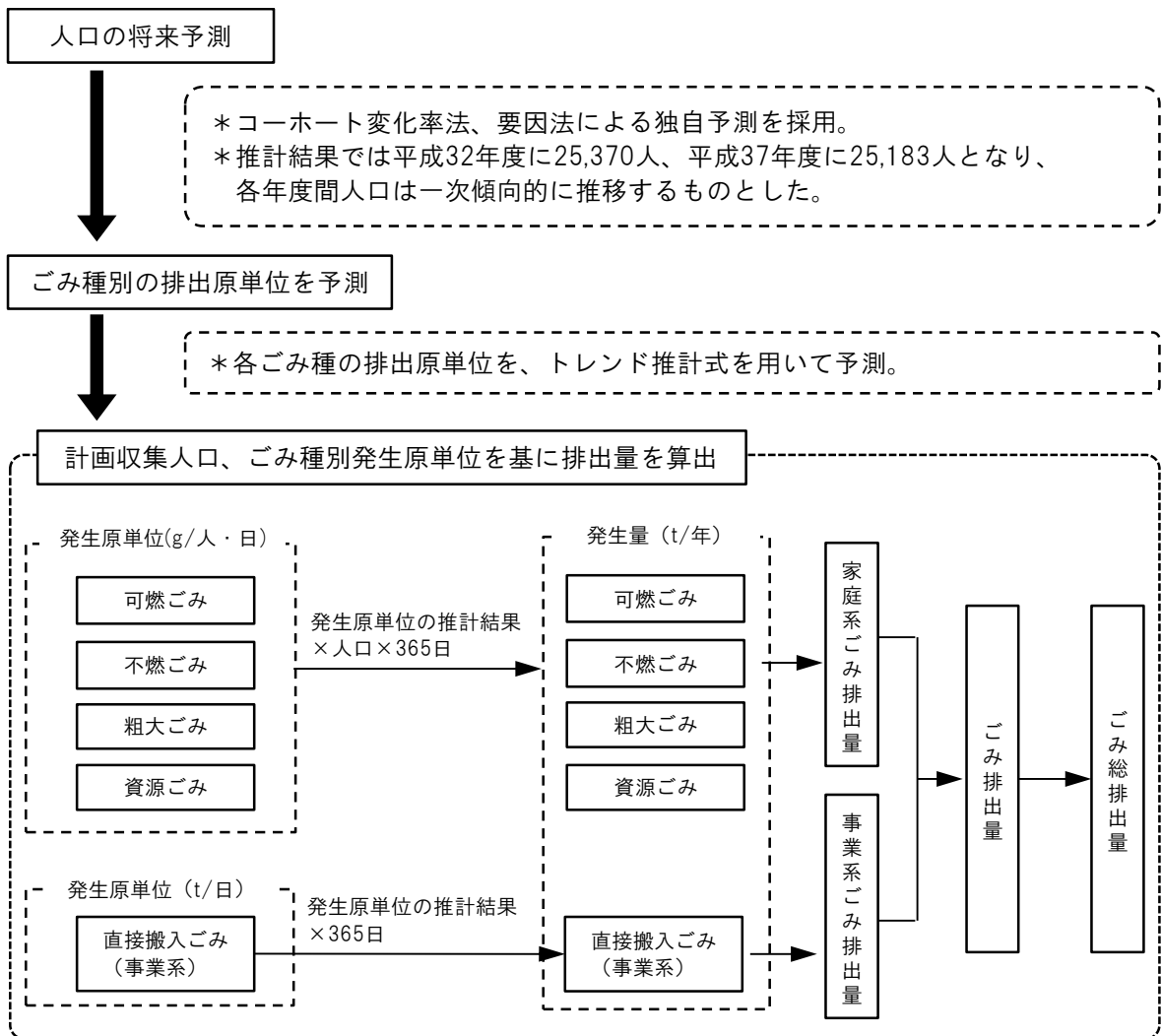


図 5-3 将来ごみ量の予測フロー

(1) 人口推計

① 推計方法

本町は、子育て支援施策の充実などから人口が増加傾向であり、平成 28 年度には 25,000 人に達すると見込まれていることから、平成 32 年度まではコーホート変化率法により人口が増加すると仮定し、その後国立人口問題研究所のコーホート要因法による推計結果に準じて減少傾向に転ずると推計しました。

表 5-4 人口推計手法

	平成 27 年～平成 32 年	平成 33 年～平成 37 年
推計方法	コーホート変化率法	コーホート要因法（国立人口問題研究所の平成 25 年 3 月推計の仮定値を使用）

② 推計結果

人口の将来推計結果は、以下に示すとおりです。

表 5-5 将来人口推計結果

	年	総数	男	女
実績	平成22年	23,715	11,642	12,073
	平成27年	24,729	12,263	12,466
推計	平成28年	24,857	12,327	12,530
	平成29年	24,985	12,391	12,594
	平成30年	25,113	12,455	12,658
	平成31年	25,241	12,519	12,722
	平成32年	25,370	12,595	12,775
	平成33年	25,334	12,584	12,750
	平成34年	25,291	12,569	12,722
	平成35年	25,248	12,554	12,694
	平成36年	25,205	12,539	12,666
平成37年	25,183	12,534	12,648	

注) 人口の実績値は各年 10 月 1 日であるため、ごみ処理の実績に使用した年度末人口と異なります。

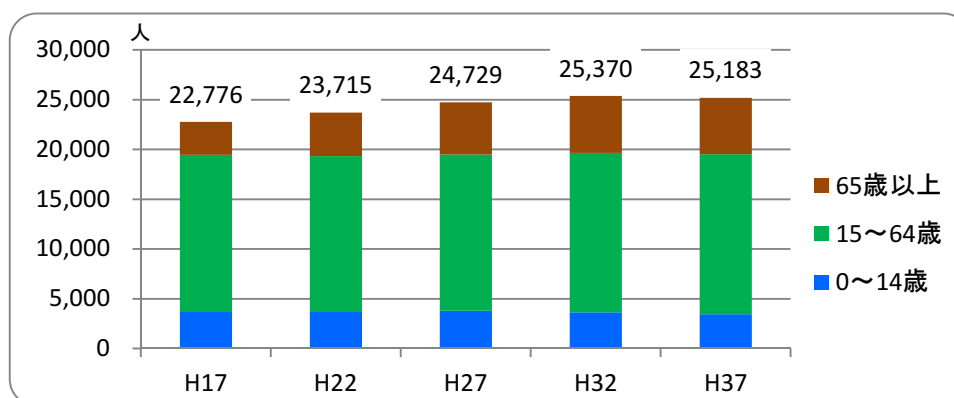


図 5-4 将来人口推計結果 (年齢 3 区分別人口)

(2) ごみ排出量の将来予測

ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の将来予測は、表5-6及び図5-5に示すとおりです。

表5-6 ごみ総排出量の予測結果

項目	単位	実績					予測	
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37
人口(年度末人口)	人	23,931	23,981	24,183	24,539	24,729	25,370	25,183
ごみ総排出量	t	9,234	8,639	8,608	8,663	8,826	8,677	8,578
可燃ごみ	t	7,045	7,035	7,088	7,202	7,336	7,106	7,076
不燃ごみ	t	333	311	290	283	278	204	170
燃える大型ごみ	t	385	365	363	363	378	368	346
資源ごみ	t	980	925	864	812	831	996	983
有害ごみ	t	3	3	3	3	3	3	3
集団回収量	t	488	0	0	0	0	0	0
1人1日あたりごみ総排出量(対策前)	g/人・日	1,057	984	975	967	978	987	986
1人1日あたりごみ総排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	937	933
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(対策前)	g/人・日	509	517	519	522	526	519	516
1人1日あたり家庭系ごみ排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	509	503

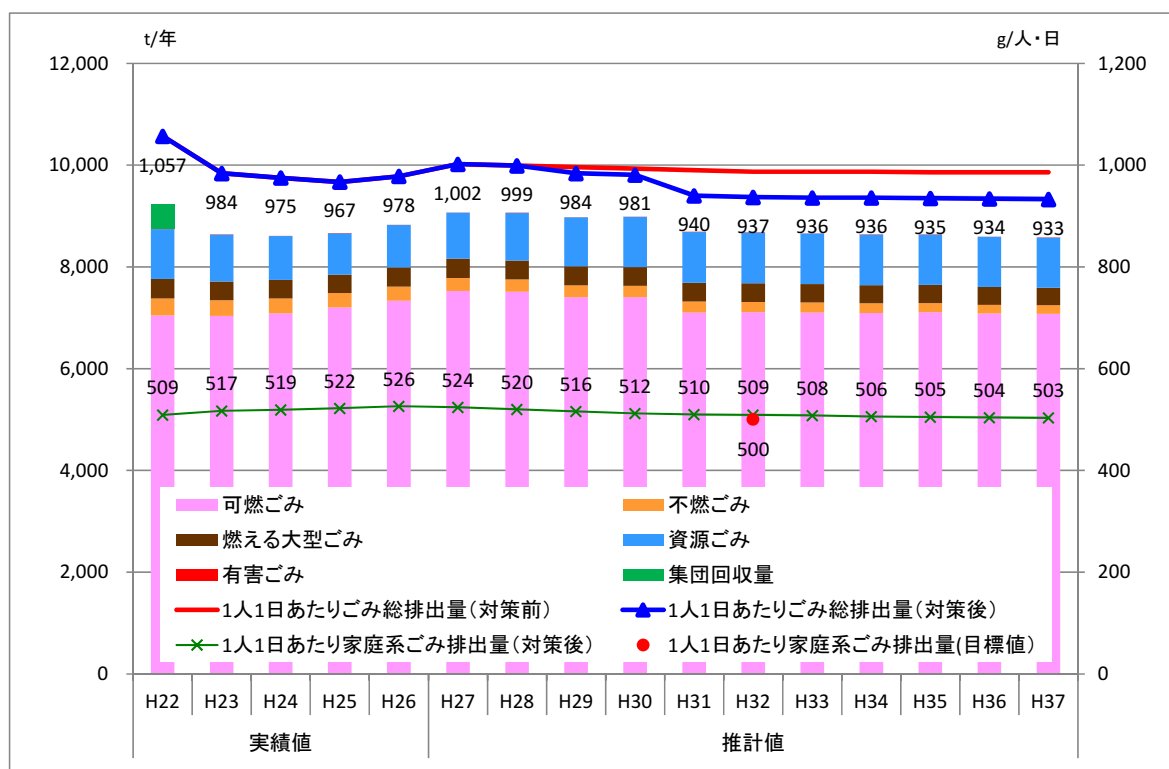


図5-5 ごみ総排出量の予測結果

(3) 再生利用率の将来予測

総資源化量及び再生利用率の将来予測は、表 5-7 及び図 5-6 に示すとおりです。

平成 28 年度から可燃ごみの処理を民間業者に委託するため、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰を焼成によって無害化し土木資材として再資源化されるため、資源化率の増加が見込まれることから、焼却処理による資源化量が増加し、再生利用率が上昇します。

表 5-7 総資源化量の将来予測

項目	単位	実績					予測	
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37
ごみ総排出量	t	9,234	8,639	8,608	8,663	8,826	8,677	8,578
総資源化量	t	1,642	1,081	994	942	950	2,155	2,116
資源ごみ量 (収集+直接搬入)	t	980	925	864	812	831	996	983
不燃ごみ (金属類)	t	154	136	111	111	101	46	24
集団回収量	t	488	0	0	0	0	0	0
焼却処理による資源化量	t	20	20	19	19	18	1,113	1,109
再生利用率 (対策前)	%	17.8	12.5	11.5	10.9	10.8	23.6	23.4
再生利用率 (対策後)	%	—	—	—	—	—	24.8	24.7

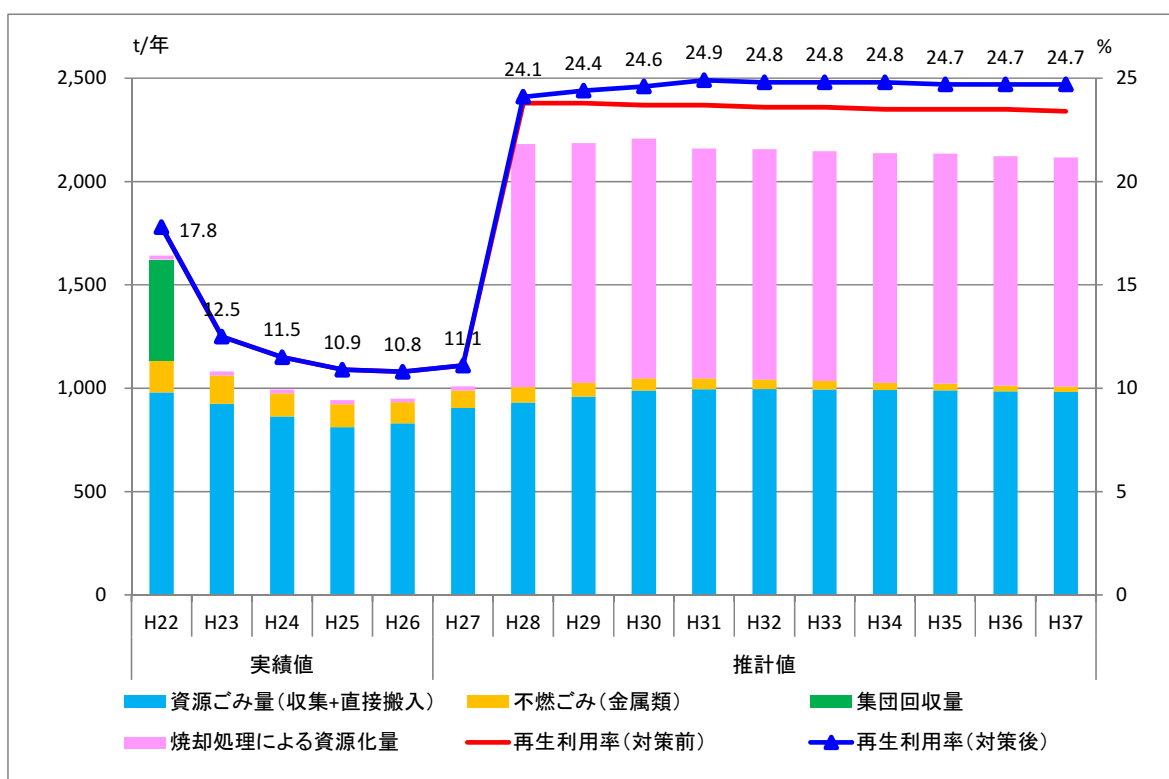


図 5-6 総資源化量の将来予測

(4) 最終処分量の将来予測

最終処分量及び最終処分率の将来予測は、表 5-8 及び図 5-7 に示すとおりです。

総資源化量と同様に、平成 28 年度から可燃ごみの処理を民間業者に委託するため、焼却施設から発生する燃え殻や飛灰の多くが再資源化され、最終処分量の減少が見込まれることから、焼却処理による最終処分量が減少し、最終処分率が低下します。

表 5-8 最終処分量の将来予測

項目	単位	実績					予測	
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37
ごみ総排出量	t	9,234	8,639	8,608	8,663	8,826	8,677	8,578
最終処分量	t	907	899	887	891	919	348	335
不燃ごみ (ガラス類・がれき類)	t	179	174	179	172	178	158	146
焼却処理による最終処分量	t	728	725	708	719	741	190	189
最終処分率(対策前)	%	9.8	10.4	10.3	10.3	10.4	4.0	3.8
最終処分率(対策後)	%	—	—	—	—	—	4.0	3.9

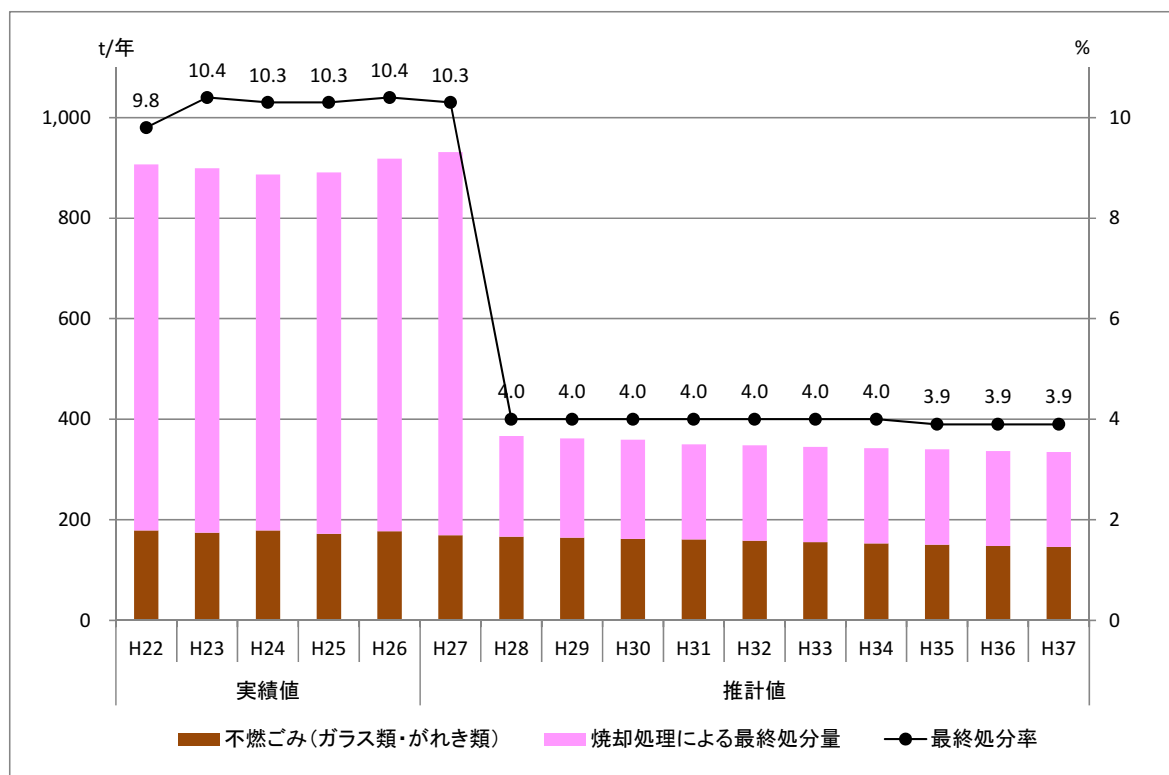


図 5-7 最終処分量の将来予測

(5) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の将来予測は、表 5-9 及び図 5-8 に示すとおりです。

表 5-9 事業系ごみ排出量の将来予測

項目	単位	実績					予測	
		H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37
生活系ごみ	t	5,915	5,461	5,442	5,483	5,579	5,709	5,609
事業系ごみ	t	3,318	3,177	3,166	3,180	3,248	2,969	2,969
1日あたり事業系ごみ量(対策前)	t/日	9.1	8.7	8.7	8.7	8.9	9.4	9.4
1日あたり事業系ごみ量(対策後)	t/日	—	—	—	—	—	8.1	8.1

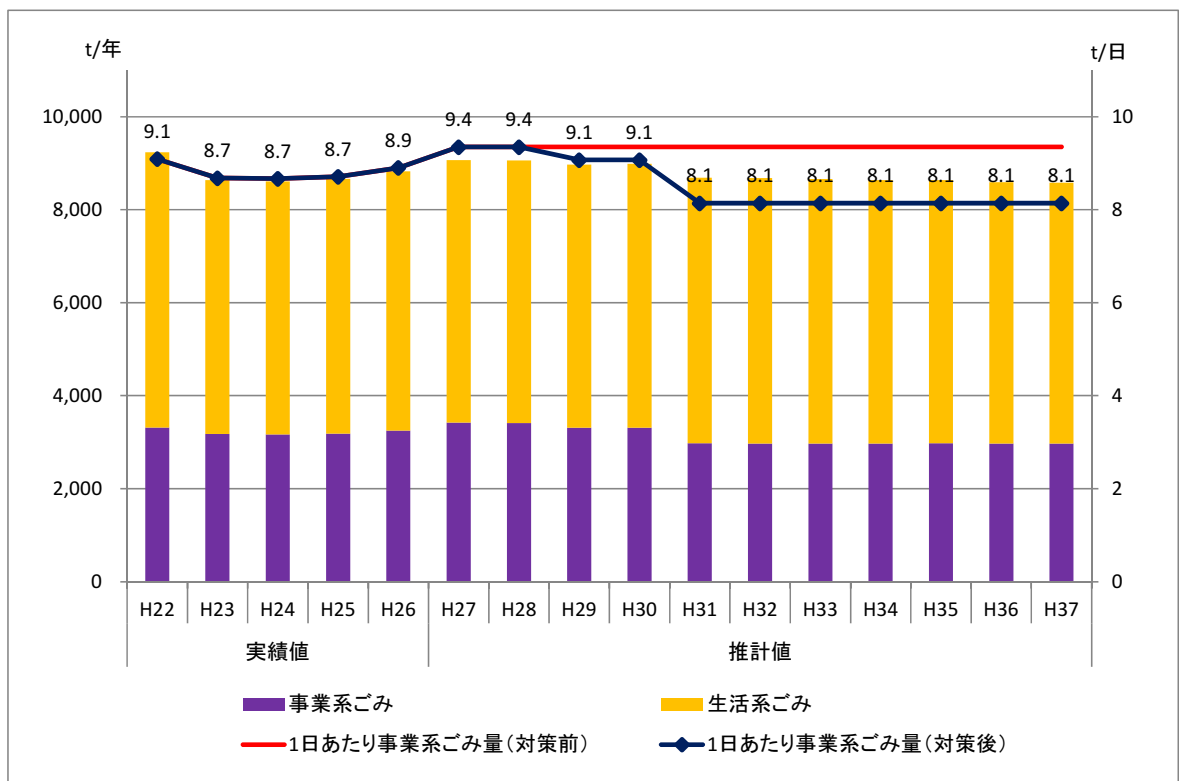


図 5-8 事業系ごみ排出量の将来予測

5. ごみ処理に関する基本的事項

(1) 目標年度のごみ処理フロー

目標年度である、平成 37 年度のごみ処理フローは、図 5-9 に示すとおりです。

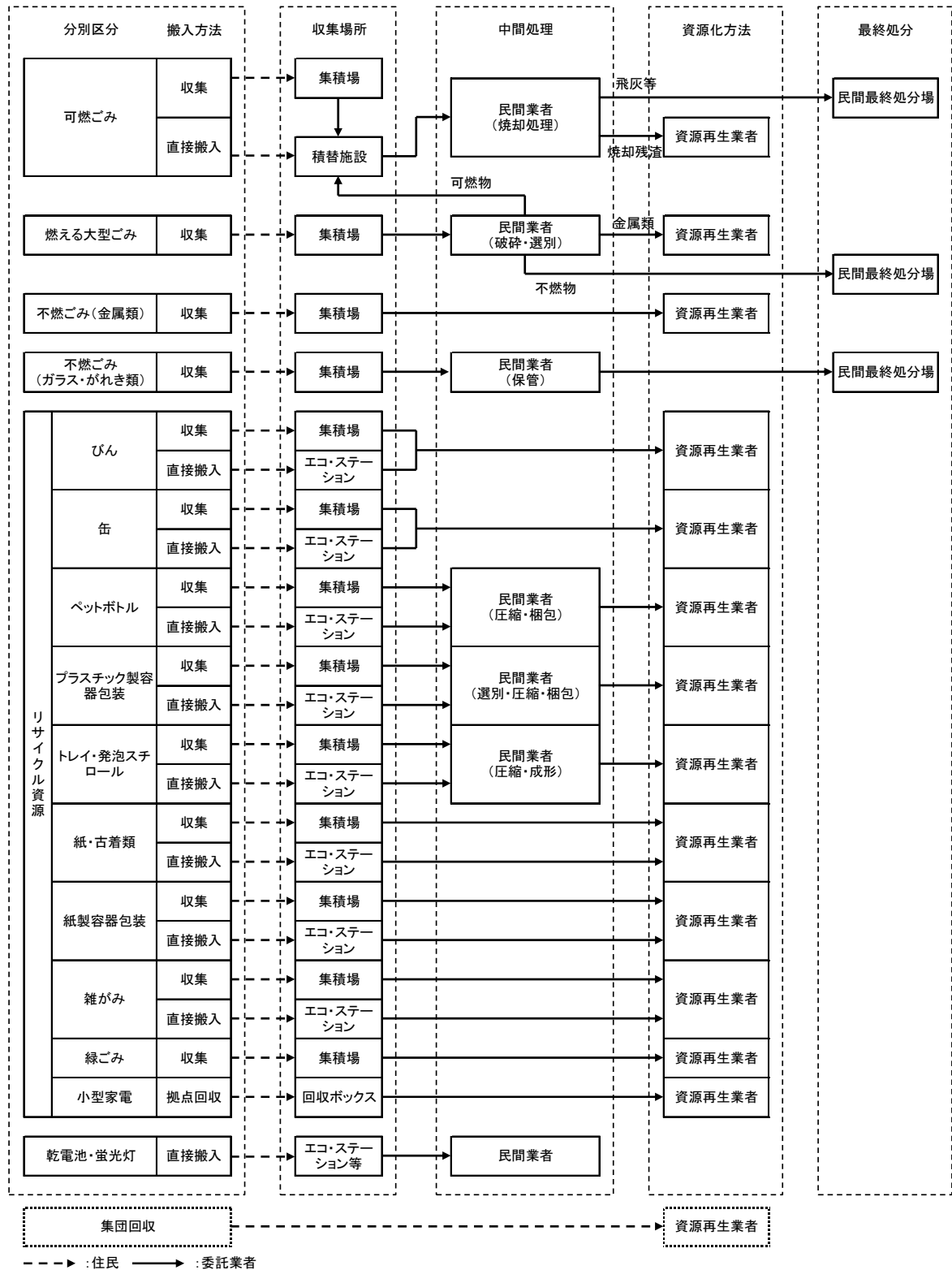


図 5-9 目標年度（平成 37 年度）のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

① 収集形態・収集回数

平成 37 年度における家庭系ごみの収集は、表 5-10 に示すとおりです。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収集とします。

現在、不燃ごみとして収集している乾電池・蛍光灯は、収集時に破損すると使用されている水銀による汚染が懸念されるため、拠点回収方式に移行します。

また、不燃ごみ・燃える大型ごみの有料化手法について、現状のステーション方式では品目別の料金設定の徴収を行うことが難しいため、予約制による戸別回収方式または持込施設への直接搬入方式への変更とともに、不燃ごみ・粗大ごみを持ち込むことのできる施設整備の検討を行います。

表 5-10 収集運搬体制（平成 37 年度）

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数	
可燃ごみ		委託	ステーション回収	週 2 回	
不燃ごみ（金属類）				隔月	
不燃ごみ（ガラス・がれき類）					
燃える大型ごみ					
リサイクル資源	びん類			月 1 回	
	缶類				
	ペットボトル				
	プラスチック製容器包装				月 2 回
	トレイ・発泡スチロール				月 1 回
	紙・古着類				
	紙製容器包装				
	雑がみ				
	緑ごみ				
	小型家電	拠点回収	随時		
乾電池・蛍光灯					

注) 不燃ごみ・燃える大型ごみについては有料化の手法の検討結果により変更する。

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 5-11 に示すものを排出禁止物とします。

表 5-11 排出禁止物

項 目	内 容
危険なごみ	LPG ボンベ、消火器、オイル、ペンキ、劇薬・農薬、バッテリー、消火器等
適正処理困難物	タイヤ、畳、ピアノ、金庫、オートバイ、焼却灰等
一時多量ごみ	引っ越しや改築など一時的に排出されるごみ
事業ごみ	事業活動（事務所・商店・飲食店・工場等）に伴うごみ、従業員が出す弁当の空き箱や紙くず

③ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等）については可燃ごみとして本町で委託業者により収集運搬し、焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

④ 収集・運搬体制

収集運搬体制は、現状の体制の維持を予定しており、今後も委託業者による収集運搬を実施する予定です。

(3) 中間処理計画

平成 37 年度における中間処理体制は、表 5-12 に示すとおりです。

表 5-12 中間処理体制

ごみの種類		収集形態
可燃ごみ		収集後、積替施設で大型コンテナに積み替え、県外の民間業者に運搬し、焼却処理を行います。
不燃ごみ（金属類）		収集後、資源再生業者に引き渡します。
不燃ごみ（ガラス・がれき類）		収集後、委託業者が保管し、民間の最終処分業者で処分します。
燃える大型ごみ		委託業者の中間処理施設で破碎・選別し、可燃物は可燃ごみとともに焼却処分、金属類は資源再生業者に引き渡し、不燃物は民間の最終処分業者で処分します。
リサイクル資源	びん類	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	缶類	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	収集後、委託業者の中間処理施設で圧縮・梱包し、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	収集後、委託業者の中間処理施設で選別・圧縮・梱包し、資源再生業者に引き渡します。
	トレイ・発泡スチロール	収集後、委託業者の中間処理施設で圧縮・成形し、資源再生業者に引き渡します。
	紙・古着類	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	紙製容器包装	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	雑がみ	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	緑ごみ	収集後、資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	回収後、資源再生業者に引き渡します。
乾電池・蛍光灯		回収後、専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本町は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、民間業者に委託しています。埋め立て対象物は不燃ごみ（ガラス・がれき類）等の不燃物です。

最終処分量は岐阜県平均と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後も民間業者に委託し処分します。

6. ごみ処理施設整備に関する事項

(1) 中継施設

笠松町と共同で可燃ごみを県外の民間業者へ運搬するため、小型収集車から 10t クラスの大型コンテナ車に積み替えるための積替施設と、車両及びコンテナ保管施設を、収集運搬委託業者が建設しました。

表 5-13 積替施設の概要

項目	内容
名称	積替施設
所在地	羽島郡岐南町平成地内
建屋面積	約 500m ²
周辺対策設備	活性炭吸着脱臭装置、消臭剤噴霧装置、エアカーテン

表 5-14 車両及びコンテナ保管施設の概要

項目	内容
名称	車両及びコンテナ保管施設
所在地	羽島郡笠松町円城寺地内
建屋面積	約 850m ²

(2) ごみ処理施設（熱回収施設）

平成 27 年度で現在のごみ処理施設の稼働が停止するため、組合は次期ごみ処理施設（熱回収施設）の建設事業を進めています。

平成 18 年 12 月には、次期ごみ処理施設建設候補地として、羽島市下中町城屋敷及び加賀野井地域を発表しましたが、この場所での施設建設は困難な状況です。

このため、平成 26 年 10 月 27 日開催の岐阜羽島衛生施設組合議会全員協議会において、「現計画地とは別に新たな候補地を羽島市内で探すこと」が了承され、公募方式で羽島市民の皆様から候補地を募集したものの、候補地は決定していません。

次期ごみ処理施設は必要不可欠であることから、今後も本町、組合、構成市町で建設に向けて進めていきます。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 災害対策

震災時及び水害時に発生する災害廃棄物の処理は、防災的観点から「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月)及び「水害廃棄物対策指針」(平成17年6月)に基づき策定した、「災害廃棄物処理計画」(平成24年2月)に基づき実施します。

(2) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出、不法投棄は、生活環境や自然環境に大きな影響をおよぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄に関する取り組みを強力に進めていく必要があります。

① 啓発の推進

住民や事業者に、広報など様々な機会を通じて、リサイクル費用の負担等を含めたごみの適正な処理方法を周知します。

② 監視体制の強化

不法投棄の多い集積場から順次、監視カメラを増設します。【施策1-6】

環境美化監視員やクリーンパトロール、地域との連携により、不法投棄に対する監視体制を強化するとともに地域の清掃活動など環境美化への推進を図ります。

【施策4-3、施策4-4】

③ 投棄者への対応

投棄者が判明した場合には、投棄者自身に処理させるなど厳しく指導します。

また、投棄者の調査や処罰については、警察と連携し厳格に対応します。

第6章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設など）及び、個別処理施設（浄化槽など）があります。

本町では現在、木曾川右岸流域下水道に接続する公共下水道を整備して、生活排水の集合処理を進めています。

集合処理の推進策として、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化を促進するため、「排水設備等改造助成金交付要綱」及び「排水設備等改造資金利子補給規則」を定めて、助成金並びに利子補給を実施し、接続率向上に努めています。

合併処理浄化槽については、かつて、宅地開発や規模の大きな施設を中心に設置されてきましたが、平成10年4月の「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱」の制定、その後の、平成13年4月の浄化槽法改正に伴い、公共用水域に排出される汚濁負荷量が多い単独処理浄化槽の設置が禁止され、一般家庭などについても合併処理浄化槽の普及が進んできました。

新設が原則廃止となった、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、便所の水洗化に伴いし尿のみ取りから切り替えられてきましたが、まだ浄化槽の7割を占めており、既設のものについては、早期に下水道や合併処理浄化槽への転換を進めています。

本町のし尿の収集・運搬については、本町が許可した業者が行っています。

2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表6-1に示すとおりです。

表 6-1 生活排水の処理主体

区域	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
処 集 理 合	公共下水道	し尿及び生活雑排水	本町
個 別 処 理	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	組合

3. 処理体系

平成 27 年度における本町の生活排水処理の流れは、図 6-1 に示すとおりです。

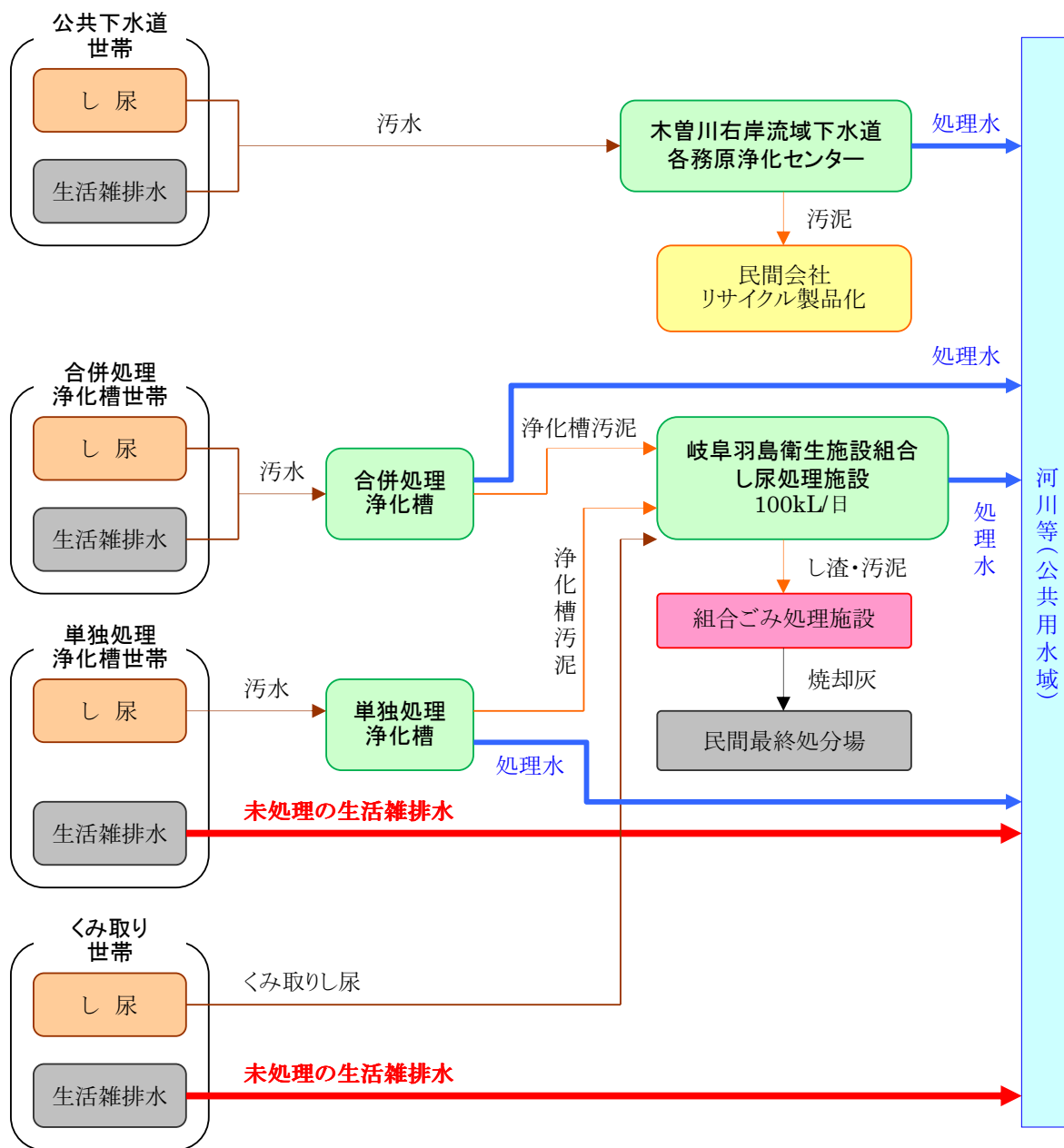


図 6-1 生活排水処理の流れ

4. 生活排水処理形態別人口の推移

本町における過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表6-2及び図6-2に示すとおりです。

平成26年度における本町の生活排水処理率[※]は、89.4%となっています。

表6-2 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績				
		H22	H23	H24	H25	H26
計画処理区域内人口	人	23,402	23,483	24,216	24,050	24,274
水洗化・生活雑排水処理人口	人	19,524	20,630	20,911	21,149	21,708
公共下水道人口	人	18,781	19,900	20,175	20,420	20,982
合併処理浄化槽人口	人	743	730	736	729	726
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,861	1,848	2,497	2,135	1,902
単独処理浄化槽人口	人	2,861	1,848	2,497	2,135	1,902
非水洗化人口	人	1,017	1,005	808	766	664
し尿人口(くみ取り)	人	1,017	1,005	808	766	664
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	83.4	87.9	86.4	87.9	89.4

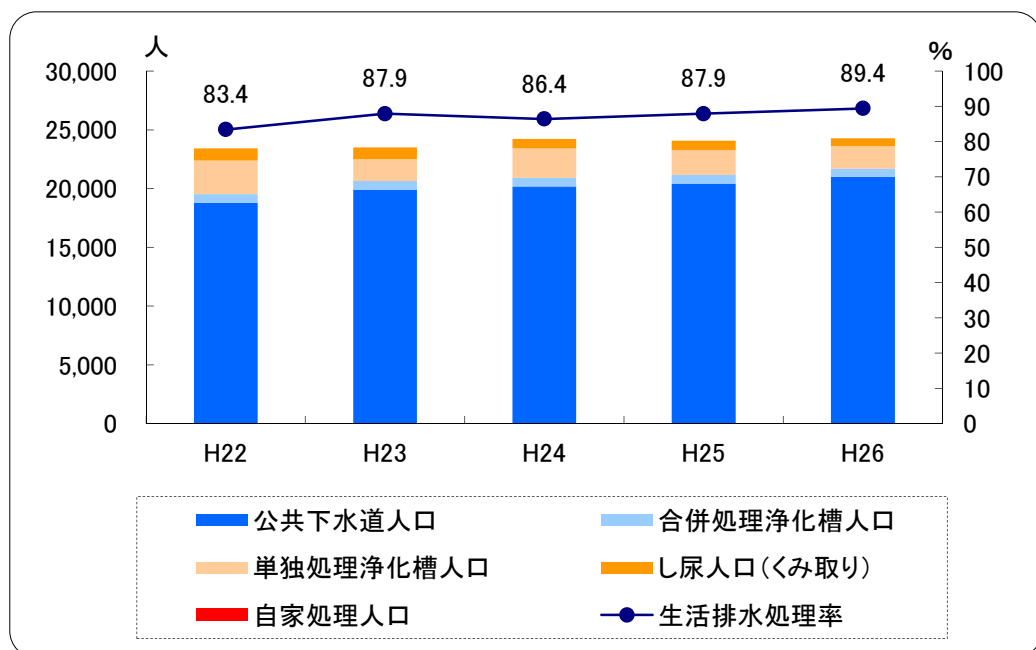


図6-2 生活排水処理形態別人口の推移

※ 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水人口÷計画処理区域内人口×100

5. し尿及び汚泥の排出状況

本町における過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、表6-3及び図6-3に示すとおりです。

表 6-3 し尿及び汚泥排出量の推移

区 分		単 位	実績				
			H22	H23	H24	H25	H26
発 生 量	し 尿	kL/年	536	500	515	509	521
	浄化槽汚泥	kL/年	3,537	3,532	3,397	3,420	3,423
	合 計	kL/年	4,073	4,032	3,912	3,929	3,944
	1日平均排出量	kL/日	11.2	11.0	10.7	10.8	10.8

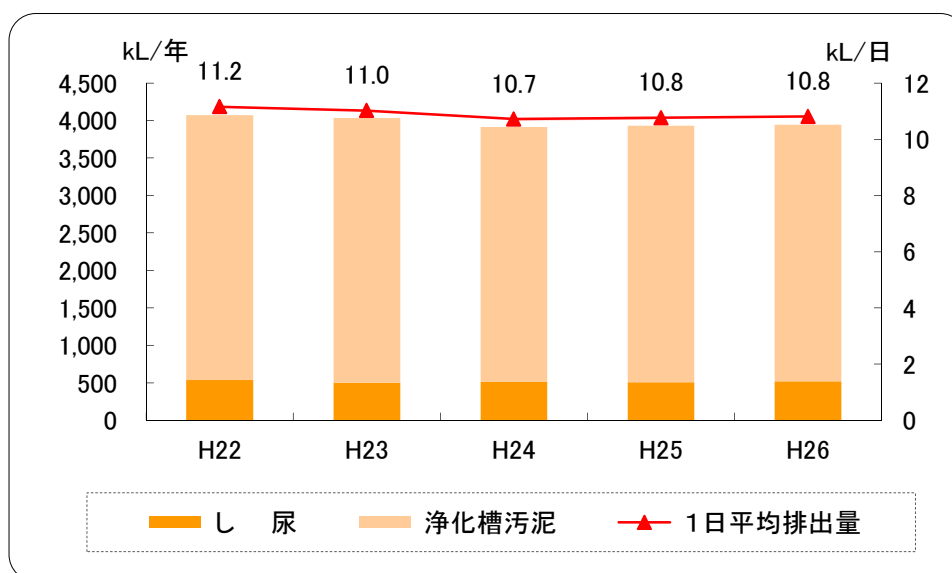


図 6-3 し尿及び汚泥排出量の推移

6. 収集・運搬

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制等は、表6-4に示すとおりです。

表 6-4 収集・運搬体制等

項 目	収集・運搬	業者数	収集回数	収集方法
し 尿	許可制	1社	月1回	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	許可制	1社	随時	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による戸別方式

7. 生活排水処理施設

(1) 公共下水道

本町の公共下水道の概要は、以下に示すとおりです。

表 6-5 公共下水道の概要

項 目		内 容
行政区域面積		790 ha
市街化区域面積		737.3 ha
処理区域面積		759 ha
計画処理人口		22,490 人
都市計画決定	当初	昭和 52 年 11 月 8 日
	最終	平成 7 年 7 月 5 日
下水道事業認可	当初	昭和 53 年 11 月 17 日
	最終	平成 23 年 1 月 27 日
都市計画法事業認可	当初	昭和 53 年 11 月 21 日
	最終	平成 23 年 2 月 18 日
排水方法		分流式
下水道事業着手		昭和 53 年 11 月 17 日
処理場		木曾川右岸流域下水道 各務原浄化センター
計画処理水量	全体計画	12,050 m ³ /日
	下水道法認可	11,124 m ³ /日
認可区域面積		712 ha
整備完了目標年次		平成 37 年度

出典) 岐南町

表 6-6 木曾川右岸流域下水道各務原浄化センターの概要

項 目	内 容	
	全体計画	下水道事業認可
名 称	各務原浄化センター	
所在地	各務原市前渡西町 1521	
面 積	約 37 ha	
処理方式	標準活性汚泥法・嫌気好気法・嫌気無酸素好気法・ ステップ流入式多段硝化脱窒法	
処理能力	249,500 m ³ /日	238,750 m ³ /日
放流先河川	木曾川、境川（長良川）	

出典) 公益財団法人岐阜県浄水事業公社

(2) し尿処理施設

本町がし尿及び浄化槽汚泥の処理を委託する岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設の概要及び処理実績は、以下に示すとおりです。

表 6-7 し尿処理施設の概要

項目	内容
名称	岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設
所在地	岐阜市境川5丁目147番地
処理区域	岐阜市、岐南町、笠松町
敷地面積	5,612 m ²
建物面積	4,612 m ²
処理能力	100 kL/日
主処理	改造型脱窒素処理方式
高度処理	凝集沈殿処理、汚泥処理設備、オゾン脱色法、急速濾過法
着工	昭和54年8月
竣工	昭和56年3月

出典) 岐阜羽島衛生施設組合

表 6-8 し尿処理施設稼働実績

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
し尿	kL/年	9,796	8,273	7,862	7,674	7,184
浄化槽汚泥	kL/年	14,158	11,748	11,270	11,121	11,917
合計	kL/年	23,954	20,021	19,132	18,795	19,101
	kL/日	65.6	54.7	52.4	51.5	52.3
浄化槽汚泥混入率	%	59.1	58.7	58.9	59.2	62.4

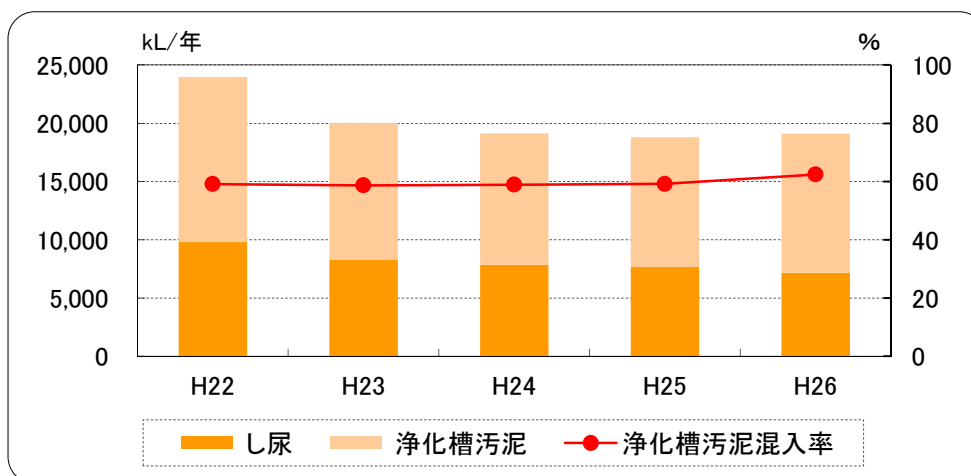


図 6-4 し尿処理施設稼働実績

8. 生活排水処理事業の課題

本町における生活排水処理の現状を考慮し生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

(1) 生活排水処理の課題

岐阜県では下水道整備の推進などによる生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

「平成 25 年度一般廃棄物処理実態調査」(環境省)によると、岐阜県の生活排水処理率は 80.0%でした。

平成 25 年度における本町と岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 6-9 に示すとおりです。

本町の生活排水処理率は、岐阜県及び全国の値を上回っていますが、まだ 1 割程度の生活排水が処理されていないことから、引き続き公共下水道の整備と接続率の向上を図ることにより、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

表 6-9 生活排水処理形態別人口の比較

区 分	単位	岐南町	岐阜県	全国
計画処理区域内人口	人	24,274	2,054,775	128,393,966
水洗化・生活雑排水処理人口	人	21,708	1,644,526	107,682,361
下水道人口	人	20,982	1,288,690	92,885,977
コミュニティ・プラント人口	人	0	12,153	304,295
合併処理浄化槽人口	人	726	343,683	14,492,089
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,902	297,909	12,382,869
単独処理浄化槽人口	人	1,902	297,909	12,382,869
非水洗化人口	人	664	112,340	8,328,736
し尿人口(くみ取り)	人	664	111,836	8,242,082
自家処理人口	人	0	504	86,654
生活排水処理率	%	89.4	80.0	83.9

注) 本町の処理形態別人口は、平成 26 年度の値と比較しています。

(2) 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査(浄化槽の 3 つの義務)の遵守状況については、岐阜県は全国でも受検率の高い地域(11 条定期検査受検率: 89.1%・平成 25 年度)ではありますが、依然として浄化槽の 3 つの義務を行っていない世帯があります。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があり、一層の周知を図る必要があります。

(3) 下水道整備の課題

① 公共下水道の整備

公共下水道においては、平成 23 年 3 月に変更を行った流域関連公共下水道事業計画に基づき、下水道整備率の向上を図る必要があります。

表 6-10 下水道整備率の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
下水道整備面積	ha	644.1	651.3	656.5	662.5	671.9
下水道整備率	%	84.9	85.8	86.5	87.3	88.5

② 下水道接続率の向上

公共下水道を整備しても、単独処理浄化槽世帯や汲み取り世帯が下水道に接続しなければ、生活排水処理は向上しません。

本町の下水道接続率は 9 割以上と良好ですが、今後も公共下水道が整備された区域の世帯には、すみやかに下水道に接続するように働きかける必要があります。

表 6-11 下水道接続率の推移

項目	単位	H22	H23	H24	H25	H26
下水道整備人口	人	19,641	21,745	22,219	22,824	23,012
下水道接続人口	人	18,781	19,900	20,175	20,420	20,982
下水道接続率	%	95.6	91.5	90.8	89.5	91.2

(4) し尿・浄化槽汚泥処理の課題

平成 26 年度における岐阜羽島衛生施設組合し尿処理施設への搬入量は、52.3kL/日と施設の処理能力 100kL/日の半分しかありません。

今後も構成市町で下水道整備と接続率の向上が進むに従い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量は減少すると考えられ、浄化槽汚泥混入率も 6 割以上と施設の設計条件である 50%を超えていることから、処理機能への影響が懸念されます。

また、施設は稼働後 35 年が経過し、その耐用年数が近づいていることから、施設の延命化もしくは更新の検討が必要です。

なお、隣接するごみ処理施設で焼却処理を行っていたし渣及び汚泥の処理は、ごみ処理施設が稼働できなくなることから、その処理を民間業者に委託する必要があります。

第7章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

本町では、昭和40年代から都市化が進み、人口の増加や生活様式の変化に伴う家庭排水による水質汚濁が進行しました。このため、平成5年に水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定され、生活排水対策推進計画（平成6年3月策定・平成25年3月改訂）により、快適な水環境づくりを目指し、その実現に向けた対策・啓発活動を推進してきました。

しかし、町民は、身近な河川である境川について「水遊びができる川」「ごみのない川」「不快と感ぜない川」など、より親しみのある河川になることを望んでいることから、本計画の基本理念として「取り戻そう！きれいな川、つなげよう未来へ！」を掲げ、生活排水処理を進めます。

基本理念のもと、「生活排水処理施設の整備」「適正処理」「広報・啓発」の3つの基本方針により、施策を推進していきます。

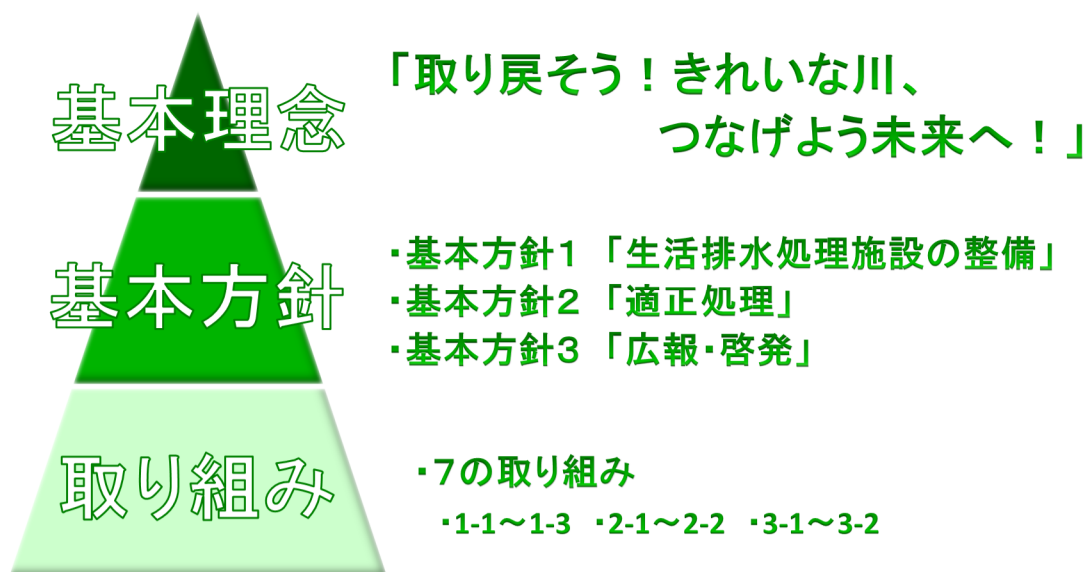


図7-1 施策の体系

2. 生活排水処理の数値目標

平成37年度における生活排水処理率の数値目標は、次のとおりとします。

平成37年度の生活排水処理率を、95% にします。

3. 目標達成のための取り組み

前述した目標を達成するために実施する取り組みは、以下に示すとおりです。

表 7-1 取り組み内容

No.	取り組み	内 容
基本方針 1 生活排水処理施設の整備		
1-1	公共下水道の整備	公共下水道事業計画に基づき、下水道整備を推進します。
1-2	接続率の向上	公共下水道が整備された区域の世帯には、すみやかに下水道に接続するように働きかけを行います。
1-3	し尿処理施設の整備	稼働後 35 年が経過している組合のし尿処理施設について、組合、構成市町とともに施設のあり方について検討を行います。
基本方針 2 適正処理		
2-1	収集・運搬	現行の許可制度による適正な収集・運搬体制を維持していきます。
2-2	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽の適正な保守点検、清掃及び検査の啓発活動を、県や関係業者と連携して実施します。
基本方針 3 広報・啓発		
3-1	住民に対する広報・啓発	岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を推進します。
3-2	環境学習の実施	町内の小中学校において、河川に生息している水生生物の状況を把握し、河川の水質を理解するカワゲラウォッチングの開催を検討します。

4. 生活排水処理の将来予測

(1) 将来予測の手法

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測の手法は、図 7-2 に示すとおりです。

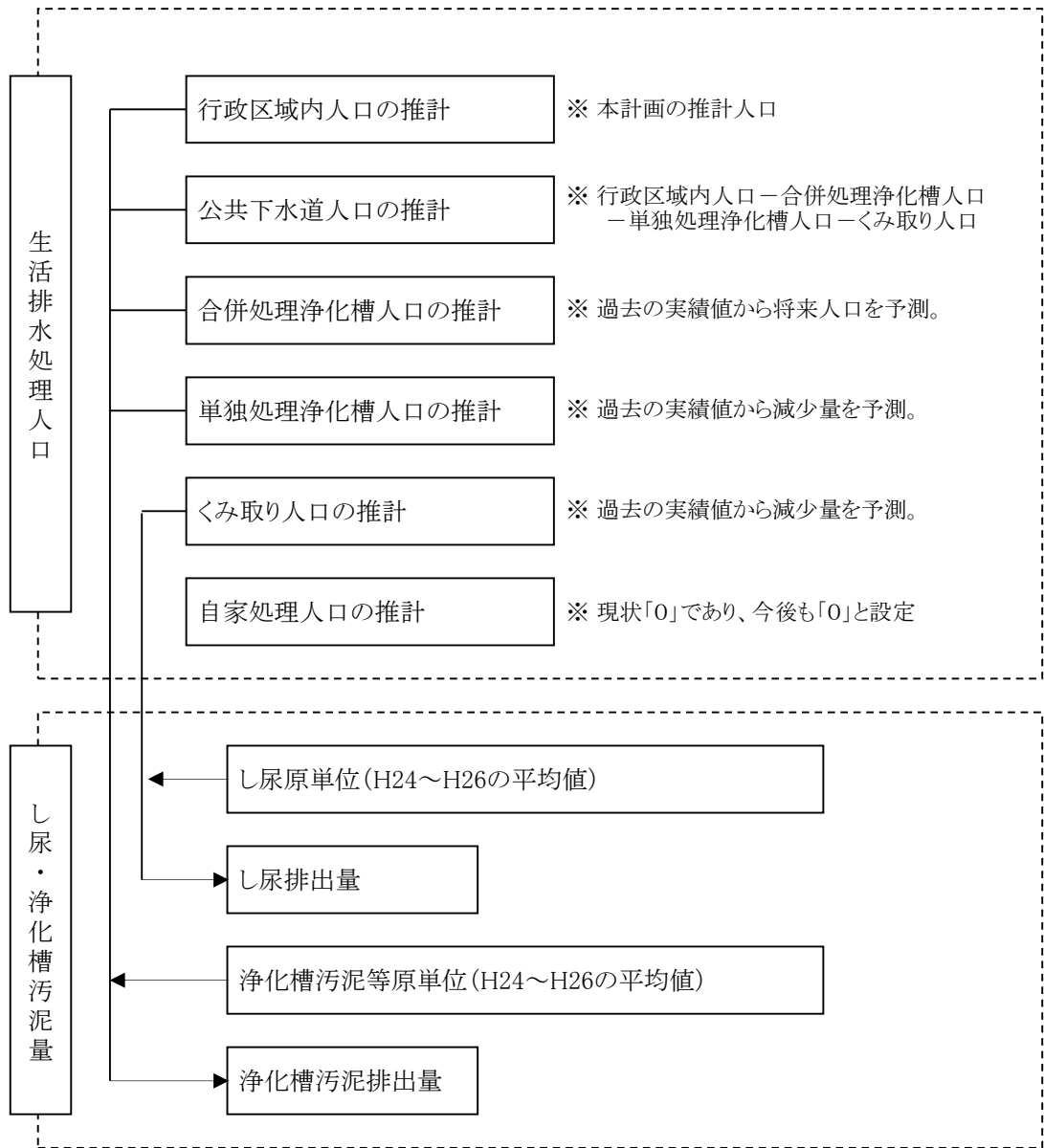


図 7-2 生活排水処理の予測手法

(2) 処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 7-2 及び図 7-3 に示すとおりです。目標年度である平成 37 年度の生活排水処理率は 95.6% となります。

表 7-2 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区分	単位	将来予測結果
計画処理区域内人口	人	
水洗化・生活雑排水処理人口	人	
公共下水道人口	人	
合併処理浄化槽人口	人	
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	
単独処理浄化槽人口	人	
非水洗化人口	人	
し尿人口(くみ取り)	人	
自家処理人口	人	
生活排水処理率	%	

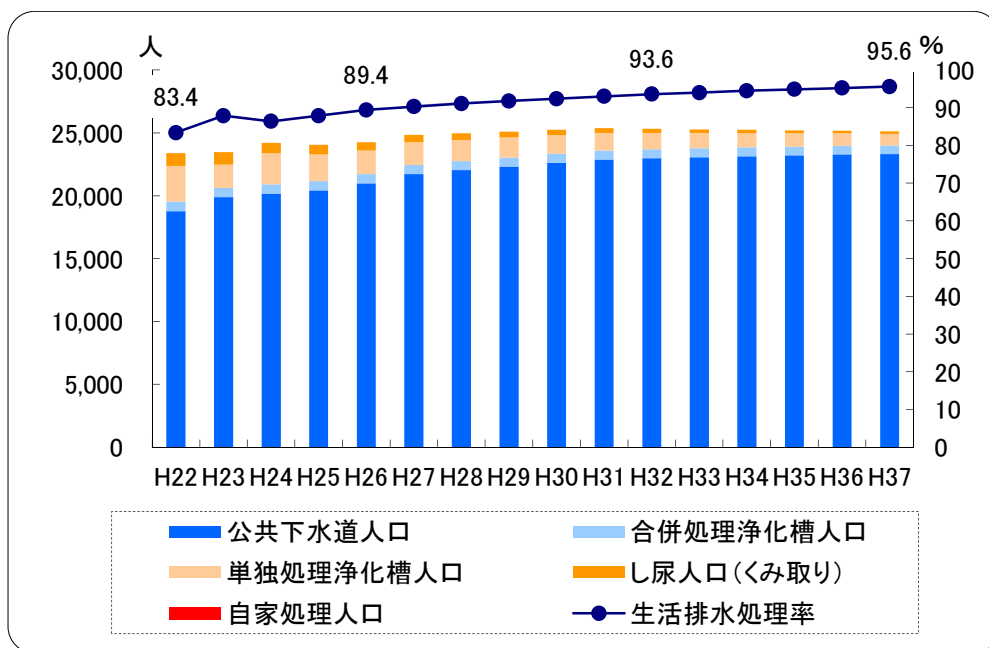


図 7-3 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 7-3 及び図 7-4 に示すとおりです。

表 7-3 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測結果

区分		単位	実績					予測	
			H22	H23	H24	H25	H26	H32	H37
発生量	し尿	kL/年	536	500	515	509	521	235	131
	浄化槽汚泥	kL/年	3,537	3,532	3,397	3,420	3,423	2,365	1,906
	合計	kL/年	4,073	4,032	3,912	3,929	3,944	2,600	2,037
	1日平均排出量	kL/日	11.2	11.0	10.7	10.8	10.8	7.1	5.6

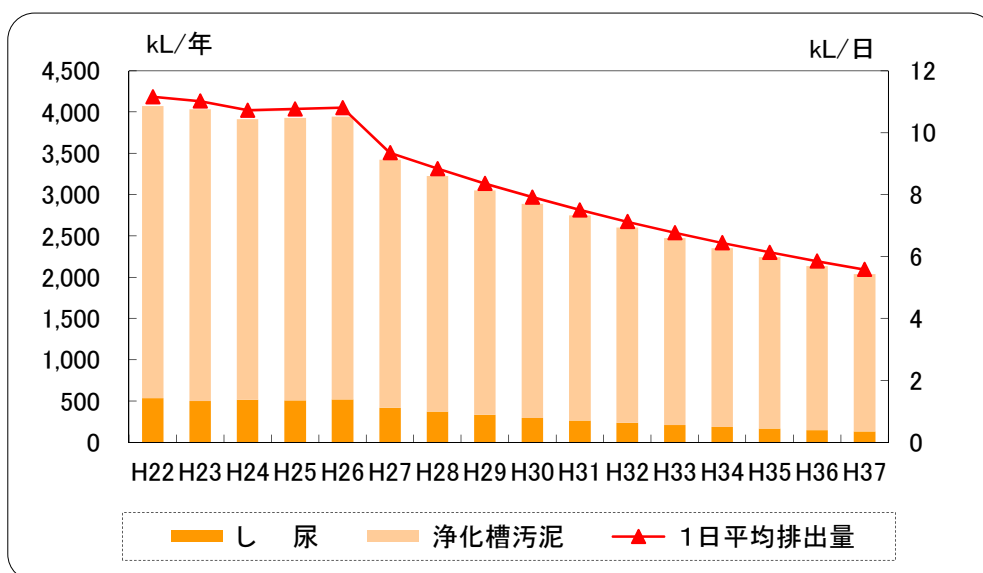


図 7-4 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

5. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥については、これまでどおり、組合のし尿処理施設において適正処理を実施していきます。

(1) 収集・運搬計画

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくと共に、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

(2) 中間処理・最終処分計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、組合に処理を委託し、し尿処理施設から発生したし渣及び汚泥は民間業者が処理・処分します。

6. 広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

ブルーリバー作戦：あなたもできる「^よ四い心がけ」

- 流さない 水切りネットや ゴミかごで
- 流さない 廃油回収 再利用
- 流さない 洗剤適量 少なめに
- 流さない 小さなゴミも 空き缶も

第8章 計画の推進

1. 廃棄物減量等推進協議会

本町における廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する施策を推進するため、廃棄物減量等推進協議会を定期的に開催し、計画の進行管理に努めます。

2. 地球温暖化への配慮

日本における平成 25 年度の温室効果ガス排出量のうち、廃棄物部門からの二酸化炭素排出量は約 2%を占めており、基準年(平成 17 年)から比較すると 6.6%減少しています。

気候変動枠組条約第 19 回締結国会議 (COP19) において表明した 2020 年度の温室効果ガス削減目標である 2005 年度比で 3.8%減とする目標を達成するため、化石燃料を原料としているペットボトルやプラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルや、ごみの発生抑制を進めることで、今後より一層の「循環型社会形成」を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

3. 計画の推進と公表

本計画の推進には、住民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進協議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、広報誌「マイタウンぎなん」等により情報提供を行います。

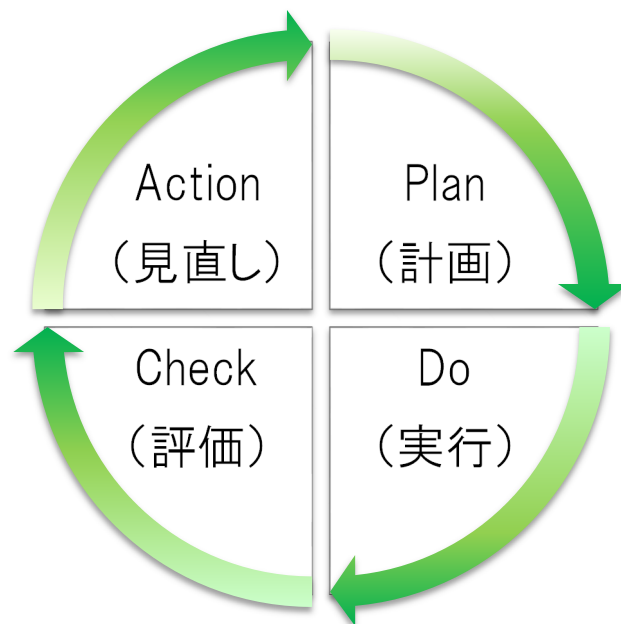


図 8-1 PDCA サイクル

資 料 編

資料1	本町の概況	61
1.	位置と自然環境	61
2.	社会環境	63
資料2	ごみ量の将来予測	72
1.	人口推計	72
2.	ごみ量の将来予測	80
資料3	生活排水処理の将来予測	107
1.	生活排水処理形態別人口の予測	107
2.	し尿及び汚泥発生量の予測	108
資料4	アンケート結果	109
資料5	パブリックコメント	117